

農林水産委員會議録第三十七号

昭和三十一年五月九日(水曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長代理 理事吉川久衛君

理事山茂太郎君 理事白濱 仁吉君

理事助川 良平君 理事田口長治郎君

理事芳賀 賢君

赤澤 正道君

安藤 覺君

井出 一太郎君

大森 玉木君

川村善八郎君

楠美 省吾君

鈴木 善幸君

原 捨思君

松野 頼三君

淡谷 悠藏君

井谷 正吉君

石田 寅吉君

神田 大作君

中村 英男君

久保田 豊君

出席政府委員

農林政務次官

農林事務官

(農地局長)

農林事務官

(畜産局長)

委員外の出席者

農林事務官(農

地局事務官)

農林事務官(農

地局管理部長)

専門員

岩隈 博君

五月九日

委員井出一太郎君辭任につき、その補欠として加藤常太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

農地開發機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

農林水産施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(笹山茂太郎君外三名提出、衆法第三五号)

昭和二十九年度までの災害に係る農林水産施設災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案(稻富稔人君外三十四名提出、衆法第四八号)

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)(參議院送付)

○吉川(久)委員長代理 ただいまより會議を開きます。

去る四月六日付託になりました笹山茂太郎君外三名提出、農林水産施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。笹山茂太郎君。

農林水産施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
農林水産施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法

律の一部を改正する法律
農林水産施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の一条を加える。
(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)
第三条の二 政府は、前条の規定により國が直接又は間接にその事業費を補助する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、その施行者が当該年度(災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう)及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る國の補助金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

第四條第一項中「前条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、「その交付を受けた年度」の下に「当該年度において施行すべき災害復旧事業の一部を翌年度において施行することについての農林大臣の承認(以下この項において「農林大臣の承認」という。)があつた場合には、当該年度及び翌年度」を、「終了した場合」の下に「又は農林大臣の承認があつた場合」を加え、同条第三項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、「交付を受けた年度」の下に「前二項に規定する農林大臣の承認があつた場合には、当該年度及び翌年度」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の規定は、昭和三十一年一月一日以降発生した災害に關し適用する。

○笹山委員 ただいま議題となりました農林水産施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが國の農林水産施設は、毎年災害により甚大な被害を受けており、従つてその復旧事業を推進することに努めては、國及び施行団体において常に努力しておるところであります。今更この施設の關する災害復旧事業を特に推進するために、緊急な災害復旧事業に対する國庫補助金の交付につき、政府の財政上の措置に関する規定を整備するとともに、國庫補助にかゝる災害復旧事業の施行を翌年度に繰り延べる場合の差額返還の時期を明らかにすることといたしました。これが本改正案を提出した理由であります。次にその主要な点について御説明申し上げます。

すなわち第一点は、災害復旧事業がとく遅延し、多大の仕越工事を生ずる等、各方面に甚大な支障を与えてゐる現状を改善するためには種々の改善措置が必要と考えられるのであります。が、なかなか、國の予算措置については、翌年度予算制度をとつてゐるとは、いふものの、實質的には継続費と同様の考慮のもとにこれを行ふ必要があるものと考へ、緊急な災害復旧事業として政令で定めるものにつきましては、政府はこれらの事業が、三カ年度以内に完了できるよう財政の許す範囲内におきまして國庫補助金の交付につき必要な措置を講ずる旨を法文の上に明らかにし、もつて施行者が迅速かつ計画的に工事を進め得る道を開き、災害復旧事業の推進をはかることとしたのであります。

第二点は、國が都道府県に直接または間接に補助した場合に補助金の交付を受けた年度に、その補助金に殘額を生じたときは、当該年度の終了後または当該年度の終了前に当該事業の終了した場合におきましては当該事業の終了後、直ちに國に返還せざるやうに現行法で規定せられておりますが、災害復旧事業が、その事業実施の段階において、工事の完成が当該年度を越えざるを得ないような事情にある場合におきましては、すでに國庫から、前払金

として支出したところ補助金については、当該補助金に相当する事業費以下であつても、その補助金の差額は事業を繰り越して施行する限り国に返還する必要があるという行政措置が講ぜられておきますので、これらの行政措置との均衡をはかるために、国庫補助にかかると災害復旧事業の施行を翌年度に繰り延べる場合におきましては、その差額は翌年度の事業の終了のときに返還することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○吉川(八)委員長代理 去る四月十一日付託になりました内閣提出、参議院送付中央卸売市場法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。

まず本案の趣旨について説明を聴取するわけでありまして、本案は参議院において修正の上本院に送付されたものでありますので、参議院の修正部分につきましても便宜政府より提案趣旨とあわせて説明を承わりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○吉川(八)委員長代理 御異議なしと認めます。それでは政府の説明を求めます。大石政務次官。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

中央卸売市場法の一部を改正する法律

中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)の一部を次のよう

に改正する。

本則中「主務大臣」を「農林大臣」に改める。

第一条第一項中「又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四条ノ規定ニ依ル法人」を削り「隣接地」の下に「(以下指定区域ト謂フ)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル指定ハ都市ニ在リテハ政令ヲ以テ定ムル数以上ノ人口ヲ有スルモノニ付、隣接地ニ在リテハ其ノ区域ト当該都市ノ区域トヲ一体トシテ前項ニ相グル物品ノ流通ノ円滑ヲ図ル必要アリト認メラルモノニ付之ヲ為スモノトス

第七条第一項中「勅令」を「政令」に改め、同条第二項中「地方長官」を「農林大臣」に決定ニ不服アル者」を「決定ニ係ル補償金額ニ不服アル者」に、通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得」を「訴ヲ以テ其ノ増減ヲ請求スルコトヲ得」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ他ノ当事者ヲ被告トス

第十条中「地方長官」を「農林大臣」に改め、同条の次に次の五条を加える。

第十条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ前条ノ許可ヲ受クルコトヲ得ズ

一 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ

二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者又ハ此ノ法律ノ規定ニ違反シテ罰金ニ処セラレタル者ニシテ

其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ刑ノ執行ヲ受クルコトナクナリタル日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

三 第十八条第一項ノ規定ニ依ル許可ノ取消ヲ受ケタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

四 法人ニシテ其ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員中ニ前号ノ一ニ該当スル者アルモノ

第十条ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ農林大臣ハ第十条ノ許可ヲ為サザルコトヲ得

一 許可ヲ受ケムトスル者第十条ノ五第二項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ許可ノ取消ヲ受ケ其ノ取消ノ日ヨリ一年ヲ経過セザル者アルトキ

農林大臣ハ第十条ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 許可ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ第二十一条ノ保証金ヲ納付セズ又ハ当該卸売ノ業務ヲ開始セザルトキ

二 正当ノ理由ナクシテ引続キ一月以上当該卸売ノ業務ヲ休止シタルトキ

三 当該卸売ノ業務ヲ為スニ足ル資力信用ヲ欠クニ至リタルトキ

第十条ノ六 農林大臣前条第二項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サムトスルトキハ当該処分ノ相手方ニ対シ相当ノ期間ヲ置キタル上期日、場所及処分ノ原因タル事由ヲ通知シテ公開ニ依ル聴聞ヲ行ヒ其ノ者又ハ其ノ代理人ガ証拠ヲ提示シ意見ヲ陳述スル機会ヲ与フベシ

ル取引方法ヲ用フルトキハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ハ前項ノ認可ノ申請アリタル場合ニ於テ申請ニ係ル協定左ノ各号ニ適合スルト認ムルトキハ之ヲ認可スベシ

一 其ノ内容ガ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度ノモノナルコト

二 其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト

三 其ノ協定ニ参加シ又ハ其ノ協定ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト

四 関係事業者及一般消費者ノ利益ヲ不当ニ害スル虞ナキコト

第十五条ノ三 農林大臣ハ前条第一項ノ認可ヲ為シタル協定同条第二項各号ノ全部又ハ一部ニ適合セザルモノトナルニ至リタルト認ムルトキハ当該協定ヲ締結シタル者ニ対シ其ノ変更ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スベシ

第十五条ノ四 第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者第十五条ノ二第一項ノ協定ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十五条ノ五 農林大臣第十五条ノ二第一項ノ認可ヲ為サムトスルトキハ公正取引委員会ニ協議スベシ

農林大臣第十五条ノ三ノ規定ニ依ル処分ヲ為シ又ハ前条ノ規定ニ依ル届出ヲ受理シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公正取引委員会ニ通知スベシ

公正取引委員会ハ第十五条ノ二第

一項ノ認可ヲ受ケテ締結シタル協
定同条第二項各号ノ全部又ハ一部
ニ適合セザルモノトナルニ至リタ
ルト認ムルトキハ農林大臣ニ対シ
第十五条ノ三ノ規定ニ依ル処分ヲ
為スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得
第十五条ノ六ノ開設者必要アリト認
ムルトキハ仲買ノ業務ヲ為ス者ヲ
売買ニ参加セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ同項ノ仲買ノ
業務ヲ為ス者ノ資格、員數其ノ他
命令ヲ以テ定ムル事項ハ業務規程
ヲ以テ之ヲ定ムベシ
第十六条中「千円以下」を「十萬
円以下」に改め、第十七条に次の一
項を加ふる。

農林大臣必要アリト認ムルトキハ
第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ
為ス者ヨリ其ノ業務又ハ財産ノ状
況ニ関シ報告ヲ被スルコトヲ得
第十八条第三号中「業務許可」を
「許可」に改め、同条第四号を削り、
同条に次の一項を加ふる。

第十条ノ六ノ規定ハ前項ノ規定ニ
依ル処分ヲ為サントスル場合ニ之
ヲ準用ス
第十九条中「又ハ地方長官」を削
り、「官吏」を「当該職員」に改め、
同条に次の一項を加ふる。

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ場合
ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示
ス証明書ヲ携帯シ之ヲ関係人ニ提
示スベシ
第二十二條から第二十四條までを
削り、第二十一條中「命令」を「政
令」に、「地方長官」を「都道府県知
事」に改め、同条を第二十四條とし、
第二十条の次に次の三條を加ふる。

第二十一条 中央卸売市場ノ取扱品
第二十一条 中央卸売市場ノ取扱品

目ニ付当該指定区域内ニ於テ中央
卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニ
シテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル
基準ヲ超ユルモノ（以下類似市場
ト謂フ）ヲ開設セムトスル者又ハ
類似市場以外ノ市場ヲ類似市場ト
為サントスル者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ農林大臣
ニ届出ヅベシ
一 氏名又ハ名称及住所
二 市場ノ位置、施設ノ概況及取
扱品目
三 業務ノ方法
四 卸売ノ業務ヲ為ス者ノ氏名又
ハ名称及住所並ニ取扱品目
五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於
テ類似市場以外ノ市場ガ類似市場
トナリタルトキノ当該市場ノ開設
者亦前項ニ同ジ
一 中央卸売市場ノ開設ノ認可ヲ
リタルトキ
二 中央卸売市場ノ取扱品目ニ付
追加アリタルトキ
三 指定区域ニ變更アリタルトキ
四 前項ノ命令ヲ以テ定ムル基準
ニ變更アリタルトキ
類似市場ノ開設者ハ第一項各号ニ
掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ變更ニ係
ル事項ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ
第二十二條 農林大臣第一條第一項
ニ掲グル物品ノ円滑ナル流通ヲ図
ル為必要アリト認ムルトキハ類似
市場ノ開設者若ハ類似市場ニ於テ
卸売ノ業務ヲ為ス者ヨリ其ノ業務
若ハ財産ノ状況ニ関シ報告ヲ被シ
又ハ当該職員ヲシテ類似市場若ハ
卸売ノ業務ヲ為ス者ノ事務所若ハ

事業所ニ立入り其ノ業務若ハ財産
ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件
ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ立入検査ノ権限
ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノ
ト解スルコトヲ得ズ
第十九条第二項ノ規定ハ第一項ノ
規定ニ依リ立入検査ニ付之ヲ準用
ス
第二十三條 農林大臣ハ類似市場ニ
於ル業務ノ公正ヲ確保シ又ハ類似
市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ
對シ販賣若ハ販賣ノ委託ヲ為ス者
ヲ保護スル為必要アリ、認ムルト
キハ類似市場ノ開設者又ハ類似市
場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ對
シ其ノ施設又ハ業務ノ方法ノ變更
ヲ命ズルコトヲ得
農林大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令
ヲ受ケタル者正當ノ理由ナクシテ
当該命令ニ違反シタルトキハ一年
以内ノ期間ヲ定メ其ノ業務ノ停止
ヲ命ズルコトヲ得
第十条ノ六ノ規定ハ前項ノ規定ニ
依ル命令ヲ為サントスル場合ニ之
ヲ準用ス
第二十五條から第二十七條までを
次のように改め、第二十八條を削
る。

第二十五條 左ノ各号ノ一ニ該当ス
ル者ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス
一 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違
反シタル者
二 第十七條第二項ノ規定ニ依ル
報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ
為シタル者
三 第十八條第一項第三号ノ規定
ニ依ル処分ニ違反シタル者
四 第二十一條ノ規定ニ依ル届出
ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シ
タル者
第二十三條第二項ノ規定ニ依
ル命令ニ違反シタル者
第二十六條 左ノ各号ノ一ニ該当ス
ル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス
一 第十五條又ハ第二十二條第一
項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又
ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者
二 第十九條第一項又ハ第二十二
條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒
ミ、妨ゲ又は忌避シタル者
第二十七條 法人ノ代表者又ハ法人
若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関
シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルト
キハ其ノ行為者ヲ罰スル外其ノ法
人又ハ人ニ對シテ各本条ノ刑ヲ科
ス
附則
1 この法律は、公布の日から起算
して九十日を経過した日から施行
する。
2 改正前の中央卸売市場法第一条
第一項の規定によつてした指定で
あつて、その区域内にこの法律の
施行の際現に中央卸売市場が開設
されている都市及びその隣接地に
係るものは、改正後の同条第一項
及び第二項の規定によつてしたもの
とみなす。
3 改正前の中央卸売市場法第十条
の規定によつてした許可は、改正
後の同条の規定によつてしたもの
とみなす。
4 この法律の施行の際現に改正後
の中央卸売市場法第二十一条第一
項に規定する類似市場を開設して
いる者は、この法律の施行の日か

ラ六十日以内に農林省令で定める
手続により同項各号に掲げる事項
を農林大臣に届け出なければなら
ない。
5 前項の規定による届出をせず、
又は虚偽の届出をした者は、五万
円以下の罰金に処する。
6 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関
し、前項の違反行為をしたときは、
その行為者を罰するほか、その法
人又は人に対して同項の刑を科す
る。
7 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

（参議院送付案、同院修正に係る条文）
（を掲ぐ）
中央卸売市場法の一部を改正す
る法律案
第一条第一項中「又ハ特別ノ事情
アル場合ニ於テハ民法第三十四条ノ
規定ニ依ル法人」を削り、「隣接地」
の下に「（以下指定区域ト謂フ）」を加
え、同条第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同条第一項の次に次の
一項を加ふる。
前項ノ規定ニ依リ指定ハ都市ニ在
リテハ政令ヲ以テ定ムル數以上ノ
人口ヲ有スルモノニ付、隣接地ニ
在リテハ其ノ区域ト当該都市ノ区
域トヲ一体トシテ前項ニ掲グル物
品ノ流通ノ円滑ヲ図ル必要アリト
認メラルモノニ付之ヲ為スモノ
トス
第三条に次の一項を加ふる。
開設者ハ中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健
全ナル運営ヲ確保スル為必要アリトキハ業務

第三條に次の一項を加ふる。
開設者ハ中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健
全ナル運営ヲ確保スル為必要アリトキハ業務

提議ヲ以テ知照ノ業務ヲ為ス者ノ數ノ最高限
度ヲ定ムルコトヲ得

第七條第一項中「勅令」を「政令」
に改め、同條第二項中「地方長官」
を「農林大臣」に、「決定ニ不服
アル者」を「決定ニ係ル補償金額ニ不
服アル者」に、「通常裁判所」を「出訴ス
ルコトヲ得」を「訴ヲ以テ其ノ増減
ヲ請求スルコトヲ得」に改め、同條
に次の一項を加ふる。

前項ノ訴ニ於テハ他ノ當事者ヲ被
告トス

第十條中「地方長官」を「農林大
臣」に改め、同條の次に次の五條を
加ふる。

第十條ノ二 農林大臣ハ第三條第一項ノ規定ニ
依ル數ノ最高限ヲ超過シテ前條ノ許可ヲ得
スルコトヲ得

第十條ノ三 左ノ各号ノ一ニ該當ス
ル者ハ前條ノ許可ヲ受クルコトヲ
得

一 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモ
ノ

二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル
者又ハ此ノ法律ノ規定ニ違反シ
テ罰金ニ処セラレタル者ニシテ

其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ刑
ノ執行ヲ受クルコトナクナリタ
ル日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

三 第十八條第一項ノ規定ニ依ル
許可ノ取消ヲ受ケタル者ニシテ
其ノ取消ノ日ヨリ三年ヲ経過セ
ザルモノ

四 法人ニシテ其ノ無限責任社員
又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行ス
ル役員中ニ前三号ノ一ニ該當ス
ル者アルモノ

第十條ノ四 左ノ各号ノ一ニ該當ス

ルトキハ農林大臣ハ第十條ノ許可
ヲ為サザルコトヲ得

一 許可ヲ受ケムトスル者第十條
ノ五第二項第一号又ハ第二号ノ
規定ニ依リ許可ノ取消ヲ受ケ其
ノ取消ノ日ヨリ一年ヲ経過セザ
ル者ナルトキ

二 許可ヲ受ケムトスル者該卸
売ノ業務ヲ為スニ足ル資力信用
ヲ有セザルトキ

三 許可ヲ受ケムトスル者該卸
売ノ業務ヲ開始スルトキハ當
該中央卸売市場ニ於テ卸売ノ業
務ヲ為ス者ノ間ニ過度ノ競争ガ
行ハレ其ノ結果該中央卸売市
場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健
全ナル運営ガ阻害セラルル虞
アリト認メラルトキ

第十條ノ四 第十條ノ許可又ハ許可
ノ拒否ノ処分ハ農林大臣ニ於テ開
設者ノ意見ヲ聞キ其ノ意見ヲ尊重
シテ之ヲ為スベシ

農林大臣前項ノ処分ヲ為ス場合ニ於テ該該處
分ガ開設者ノ意見ト異ナルトキハ理由ヲ明記
シタル文書ヲ以テ其ノ旨ヲ該開設者ニ通知
スベシ

第十條ノ五 農林大臣ハ第十條ノ許
可ヲ受ケタル者第十條ノ三第一
号、第二号又ハ第四号ニ該當スル
ニ至リタルトキハ其ノ許可ヲ取消
スベシ

農林大臣ハ第十條ノ許可ヲ受ケタ
ル者左ノ各号ノ一ニ該當スルトキ
ハ其ノ許可ヲ取消スルコトヲ得

一 許可ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ
一月内ニ第十一條ノ保証金ヲ納
付セズ又ハ當該卸売ノ業務ヲ開

始セザルトキ

二 正當ノ理由ナクシテ引續キ一
月以上當該卸売ノ業務ヲ休止シ
タルトキ

三 當該卸売ノ業務ヲ為スニ足ル
資力信用ヲ欠クニ至リタルトキ

第十條ノ六 農林大臣前條第二項ノ
規定ニ依ル処分ヲ為サムトスルト
キハ當該処分ノ相手方ニ對シ相當
ノ期間ヲ置キタル上期日、場所及
処分ノ原因タル事由ヲ通知シテ公
開ニ依リ曉諭ヲ行ヒ其ノ者又ハ其
ノ代理人ガ証拠ヲ提示シ意見ヲ陳
述スル機会ヲ与フベシ

第十一條中「前條」を「第十條」
に改め、第十五條の次に次の五條を
加ふる。

第十五條ノ二 第十條ノ規定ニ依リ
卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ於ル過
度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ卸売
ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確
保スル為メ必要アル場合ニ於テ

當該卸売ノ業務ヲ為ス者ガ、命令
ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ
認可ヲ受ケタル者ニ對シテ該認可
ヲ取消スルコトヲ得

一 其ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ
認可ヲ受ケタル者ノ間ニ於テ締
結スル卸売ノ業務ニ係ル取引条件
ニ關スル協定（卸売ノ業務ヲ為ス
者ノ取扱フ物品ノ價格、品質又ハ
數量ニ關スルモノヲ除ク）及之ニ
基キテ為ス行為ニハ私的独占ノ禁
止及公正取引ノ確保に關する法
律（昭和二十二年法律第五十四号）
ノ規定ハ之ヲ適用セズ但不公正ナ
ル取引方法ヲ用フルトキハ此ノ限
ニ在ラズ

農林大臣ハ前項ノ認可ノ申請アリ

タル場合ニ於テ申請ニ係ル、協
定若ハ營業ノ變更又ハ

左ノ各号ニ適合スルト認ムルトキ
ハ之ヲ認可スベシ

一 其ノ内容が當該卸売ノ業務
ヲ為ス者ノ間ニ於ル過度ノ競争
ニ因ル弊害ヲ防止シ卸売ノ業務
ノ適正且健全ナル運営ヲ確保ス
ル為必要ニシテ最少限度ノモノ
ナルコト

二 其ノ内容が不當ニ差別的ニ非
ザルコト

三 其ノ協定ニ參加シ又ハ其ノ協
定ヨリ脱退スルコトヲ不當ニ制
限セザルコト

四 關係事業者及一般消費者ノ利
益ヲ不當ニ害スル虞ナキコト

第十五條ノ三 農林大臣ハ前條第一
項ノ認可ヲ為シタル協定同條第二
項各号ノ全部又ハ一部ニ適合セザ
ルモノナルニ至リタルト認ムル
トキハ當該協定ヲ締結シタル者ニ
對シ其ノ變更ヲ命ジ又ハ認可ヲ取
消スベシ

第十五條ノ四 第十條ノ規定ニ依リ
卸売ノ業務ヲ為ス者第十五條ノ二
第一項ノ協定ヲ廃止シタルトキハ
其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十五條ノ五 農林大臣第十五條ノ
第二項ノ認可ヲ為サムトスルト
キハ公正取引委員會ニ協議スベシ

農林大臣第十五條ノ三ノ規定ニ依
ル処分ヲ為シ又ハ前條ノ規定ニ依
ル届出ヲ受理シタルトキハ遲滞ナ
ク其ノ旨ヲ公正取引委員會ニ通知
スベシ

公正取引委員會ハ第十五條ノ二第

一項ノ認可ヲ受ケテ締結シタル協
定同條第二項各号ノ全部又ハ一部
ニ適合セザルモノナルニ至リタ
ルト認ムルトキハ農林大臣ニ對シ

第十五條ノ三ノ規定ニ依ル処分ヲ
為スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第十五條ノ六 開設者必要アリト認
ムルトキハ仲買ノ業務ヲ為ス者ヲ
賣買ニ參加セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ同項ノ仲買ノ
業務ヲ為ス者ノ資格、員數其ノ他
命令ヲ以テ定ムル事項ハ業務規程
ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十八條第三号中「業務許可」を
「許可」に改め、同條第四号を削り、
同條に次の一項を加ふる。

第十條ノ六ノ規定ハ前項ノ規定ニ
依ル処分ヲ為サムトスル場合ニ之
ヲ適用ス

第二十二條から第二十四條までを
削り、第二十一條中「命令」を「政
令」に、「地方長官」を「都道府県
知事」に改め、同條を第二十四條と
し、第二十條の次に次の三條を加え
る。

第二十一條 中央卸売市場ノ取扱品
目ニ付當該指定区域内ニ於テ中央
卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニ
シテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル
基準ヲ超ユルモノ（以下類似市場
ト謂フ）ヲ開設セムトスル者又ハ
類似市場以外ノ市場ヲ類似市場ト
為サムトスル者ハ命令ヲ定ムル所
ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ農林大臣
ニ届出ヅベシ

一 氏名又ハ名称及住所

二 市場ノ位置、施設ノ概況及取
扱品目

三 取扱品目

四 取扱品目

三 業務ノ方法

四 卸売ノ業務ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所並ニ取扱品目

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ類似市場以外ノ市場ガ類似市場トナリタルトキノ当該市場ノ開設者亦前項ニ同ジ

一 中央卸売市場ノ開設ノ認可アリタルトキ

二 中央卸売市場ノ取扱品目ニ付追加アリタルトキ

三 指定区域ニ変更アリタルトキ

四 前項ノ命令ヲ以テ定ムル基準ニ変更アリタルトキ

類似市場ノ開設者ハ第一項各号ニ掲グル事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ変更ニ係ル事項ヲ農林大臣ニ届出ゼシ

第二十二條 農林大臣第一條第一項ニ掲グル物品ノ円滑ナル流通ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ類似市場ノ開設者若ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ヨリ其ノ業務若ハ財産ノ状況ニ関シ報告ヲ徴シ又ハ当該職員ヲシテ類似市場若ハ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ事務所若ハ事業所ニ立入り其ノ業務若ハ財産ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ立入検査ノ権限ハ犯罪捜査ヲ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第十九條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ立入検査ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 農林大臣ハ類似市場ニ於ル業務ノ公正ヲ確保シ又ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ

對シ販売若ハ販売ノ委託ヲ為ス者ヲ保護スル為必要アリト認ムルトキハ類似市場ノ開設者又ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ對シ其ノ施設又ハ業務ノ方法ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

農林大臣ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル者正當ノ理由ナクシテ当該命令ニ違反シタルトキハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ業務ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第十條ノ六ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ命令ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

○大石(武)政府委員 ただいま上程になりました中央卸売市場法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

中央卸売市場法は大正十二年に制定され、その後ほとんど何らの改正を経ないで今日に至っているものであります。本法施行以来中央卸売市場にはつきに於いては、最近においては十三の都市が本法に基き中央卸売市場を開設しており、青果物、魚介類等の生鮮食品の総販売量の約三分の一に及ぶと認められるものが、中央卸売市場における取引を経て流通している状況であります。中央卸売市場は生鮮食品の需給調整及び価格形成において中核的地位を占めるに至っているとして過言ではないのであります。しかも、同法制定後今日に至る生鮮食品の流通ないし取引の各種実情の変化、特に中央卸売市場がおおむね集散市場ともいふべき実態となつてゐることは、立法当時の実情とは相当著しい変化でありまして、政府においても従来中央卸売市場等に関する法制その他について鋭意検討を重ねて参つたのであります。ことに昨年に於きましては、本問題が生鮮食品の生産者、取引業者、消費者を通じて重要であることにかんがみ、広く中央卸売市場の開設者、生産者、卸売人、仲買人、小売人及び学識経験者のおもな方々から成る中央卸売市場対策協議会を農林省に設けまして、農林大臣から中央卸売市場の改善整備に關しとるべき施策について諮問いたしましたのであります。この協議会におきましては、慎重討議の結果、昨年十二月十九日に、中央卸売市場の指導監督、卸売人の整備、仲買人の地位の確立、中央卸売市場における取引の適正化、いわゆる類似市場の規制その他の事項について答申がなされたのであります。

政府といたしましては、この答申を尊重し、さらに慎重考究を重ねまして、中央卸売市場法について所要の改正を行へば本法を提出した次第であります。

以下本法法律案の主要内容について概略御説明申し上げます。

第一は、中央卸売市場開設の区域の指定は、政令で指定する数以上の人口を有する都市及びその適当な隣接地について行うこととして、区域指定の基準を新たに明らかにすることとしたのであります。

また、中央卸売市場の使命の重要性にかんがみ、現行法により中央卸売市場の開設者となることのできる者の中から民法の公益法人を削除することとしたのであります。

第二は、中央卸売市場の卸売人の許可に關する規定の改正であります。中央卸売市場の卸売人の許可は、従来國の事務と考へておりましたが、現行法では地方長官がこれを行うという規定になつております。さきに述べました通り、本法制定後今日に至る生鮮食品の流通取引事情を見ますに、卸売人の業務の關係地域はますます廣くなり、ほとんど全国的なものも多い実情でありますので、卸売人の市場取引における重要な地位とその許可事務の性質等に照らし、これは農林大臣が行うこととし、農林大臣は、直接市場経営の任に當る開設者の意見を尊重して行うこととして、この關係の規定を改正追加したのであります。

第三は、卸売人の間における協定についての私的独占禁止法の適用除外に關する規定の追加であります。現在中央卸売市場の中には、卸売人の間の過度の競争により種々の弊害を生じ、卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されていることが多いことにかんがみ、これに対する規定を設けたのであります。すなわち、卸売人が右の弊害を自主的に防止するため、卸売の業務に關する取引条件について協定を締結しようとする場合において、農林大臣がこの協定を、關係事業者等の利益を不当に害するおそれがない等の諸要件に適合すると認めて認可したときに、その協定には私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用を除外することとしたのであります。

ただし、中央卸売市場の機能を考慮しまして、物品の価格、品質または数量に關する協定は認めないこととしたのであります。

第四は、仲買人に關する規定の追加であります。従来本法には仲買人に關する規定がなかったものであります。中央卸売市場の取引における仲買人の地位にかんがみまして、開設者は必要に応じて仲買人を置くことができる旨を規定し、その資格、員数等は業務規程をもって定むべきこととしたのであります。

第五は、類似市場に關する規定の追加であります。中央卸売市場の取扱品目について当該指定区域内において中央卸売市場類似の業務を行う市場については、現行法では、中央卸売市場の開設に際して農林大臣が中央卸売市場開設者の意見を聞いた上閉鎖を命じ得る旨の規定と、中央卸売市場開設者はこの場合損失の補償をなすべき旨の規定があるのみであります。しかしながら、最近府県条例により中央卸売市場法の趣旨に必ずしも沿わない中央卸売市場以外の市場の法認ないし規制等が行われて、特に中央卸売市場指定区域内について統一した行政が行われない事態が生ずるやに認められることもありますので、かくのごとき事態を防止して中央卸売市場との關係において調整をはかる必要が認められるのであります。よつて、生鮮食品の最近における流通取引事情とこれら類似市場における一般市場の現状にかんがみまして、中央卸売市場の主導的地位を確保し、その公正な運営を期し、中央卸売市場が指定区域内の生鮮食品の流通並びに価格に与える影響力を整へ、中央卸売市場との関連を考慮いたしまして、中央卸売市場と類似する業務を行う大きな市場とこれによる流通取引の公正化に資するため、類似市場に關する規定を追加する必要があると考えます。

すなわち、指定区域内において中央卸売市場類似の業務をなす市場であつて、命令で定める基準以上の施設を有するものについては、一定事項の届出をなすべきものとし、農林大臣は、生鮮食品の円滑な流通をはかるため必要ある場合は報告徴収、立入検査を行い、業務の公正を確保する等のため必要あるときは施設または業務方法の変更を命じ、これに違反する場合は業務の停止を命じ得る等の規定を設けたのであります。

以上が本法律案を提案する理由であります。

次に、中央卸売市場法の一部を改正する法律案に対する参議院の修正について御説明申し上げます。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案は、去る四月十一日の参議院本会議におきまして、以下御説明申し上げます点について修正議決されました。

修正の内容の第一点は、中央卸売市場の卸売人の数の最高限度に関する規定の追加であります。すなわち開設者は、中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、業務規程をもって卸売人の数の最高限度を定めることができることとしたのであります。

第二点は、右の規定により業務規程をもって卸売人の数の最高限度が定められていた場合は、農林大臣はこの最高限度をこえて卸売人の許可をすることができないという規定の追加であります。

第三点も、中央卸売市場の卸売人の許可に関する規定についてであります。内閣提出の改正法案におきまして

は、農林大臣は、開設者の意見を尊重して卸売人の許可または許可の拒否の処分を行わなければならないこととなつておりましたが、修正は、これに追加しまして、農林大臣が行う右の許可または許可の拒否の処分が開設者の意見と異なるときは、農林大臣は理由を明記した文書をもってその旨を開設者に通知しなければならないこととしたのであります。

第四点は、中央卸売市場の卸売人の間における合併または営業の譲受に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外に関する規定の追加であります。すなわち、内閣提出の改正法案中にあります中央卸売市場の卸売人の間における価格、数量等を除いた取引条件に関する協定についての私的独占禁止法の適用除外に関する規定の追加と同趣旨の措置を、卸売人の間における合併または営業譲受についても講じようとするものであります。

すなわち、卸売人の間における過度の競争による弊害を防止するため必要な場合において、農林大臣が右の協定の場合と同様、公正取引委員会と協議の上、一定の要件に適合するものと認めて認可した卸売人の間における合併または営業の譲受には、私的独占禁止法の規定は適用されないこととしたのであります。

以上、中央卸売市場の一部を改正する法律案に対する政府案の提案理由並びに参議院の修正議決について御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○吉川(久)委員長代理 たいだいま説明に相なりました二法案の質疑は後日これをを行います。

○吉川(久)委員長代理 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、順序に従つてこれを許します。

川俣清吉君。

○川俣委員 二、三点お尋ねいたします。家畜改良増殖法の立法当時における政府並びに国会との質疑応答を見ますと、これが酪農振興の基本になつておるといふようなことで賛意を表されておるといふのであります。そこでお尋ねしたいのであります。そこでこの公団法の一部を改正するという意図は、この家畜改良増殖法の積極的な事項、つまり二条ですね、これをさらに積極的に解釈いたしましたしてこの改正を行おうとする意思であるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○渡部(伍)政府委員 家畜改良増殖法の二条ですが、家畜改良増殖法は、優良なる家畜を農家に普及させるために種畜の確保及び利用の増進を目的とするのであります。従ひましてただいまのお話があります二条を直接どうこうするといふ関係はありませんけれども、ジャージーを導入するについては大体二百頭に一頭の割合でやはり種畜を、これは政府において輸入します。それをもとにして増殖をはかつていく、こういうことになりまして、その部分においては、種畜を持つという意味においては、この家畜改良増殖法二条の適用を受ける、こういうことになり

○川俣委員 私がお尋ねしているのは、いろいろな行政上の予算措置を講ぜられる場合、その背景をなすものは法律だと思ふのです。すでにできております法律を基礎にして予算化すること

が行政官の任務だと思ふのです。そこでこの二条に基いて一家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない、これを積極的に進めようといふ趣旨に基いて公団法の一部を改正するようになったのかどうか、

○川俣委員 この「有効な事項」については、これを積極的に進めようといふ趣旨に基いて公団法の一部を改正するようになったのかどうか、

○渡部(伍)政府委員 もちろん二条は、改良増殖法二章以下の規定以外の家畜の改良増殖も促進するといふことを義務づけておられますので、当然これに基いていふという解釈でございます。

○川俣委員 この「有効な事項」については、これを積極的に進めようといふ趣旨に基いて公団法の一部を改正するようになったのかどうか、

○渡部(伍)政府委員 当然この法律に基きまして、さらに細目の点は別の法律なり指導要綱によつて、詳細きめてやつていく、こういうことになりまして、

○川俣委員 これ以外の根拠はありますか。

○渡部(伍)政府委員 御質問の要点がちょっとわからないのですが、家畜改良増殖法は昭和二十五年にできたのであります。そのときには、いろいろなことをやりたいといふ考えから、こういう二条のような宣言的規定ができていたわけでありまして、川俣委員がおっしゃる通りに、全部これに基いていふといふべきなのではないかと、しかしこれは宣言的規定でありますから、これを実行に移す場合には、い

るな法律なり、行政手段が必要になつてくるわけでありまして、その意味においてはこれに基いていふといふまじいけれども、詳細は別の制度が要る、こういうふうになるわけでありまして、

○吉川(久)委員長代理 都合により川俣君の質疑は午後譲ります。

○吉川(久)委員長代理 去る四月二十一日付託になりました稲富稔人君外三十四名提出、昭和二十九年度までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案を議題といたし、審査に入ります。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。稲富稔人君。

昭和二十九年年度までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案

昭和二十九年年度までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案

第一条 この法律は、農林水産業施設の災害復旧事業に対する国の補助の実施が円滑を欠いているため事業の施行者が受けている負担を軽減することを目的とする。

第二条 国は、都道府県が昭和二十六年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に発生した災害により必要を生じた農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号。以下「暫定措置法」という。)に規定する農地等の災害復旧事業で同法に基く命令

による法律なり、行政手段が必要になつてくるわけでありまして、その意味においてはこれに基いていふといふまじいけれども、詳細は別の制度が要る、こういうふうになるわけでありまして、

○吉川(久)委員長代理 都合により川俣君の質疑は午後譲ります。

の規定により農林大臣の事業費の決定を受けたものの全部又は一部を借入金によつて実施した場合においては、当該都道府県に対し、当該借入金の利子のうちその災害の発生した年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下同じ。）及びこれに続く二箇年度を経過した日以後の分の利子に相当する金額を、毎年交付する。ただし、当該借入金の額が当該災害復旧事業の事業費の額に当該事業の進捗率を乗じて得た額にさらに暫定措置法の規定による当該事業に対する国の補助の比率を乗じて得た額から同法の規定によりすでに当該事業に交付された額の補助金の額を控除した額をこえる場合には、当該こえる部分に対する利子の支払に要する経費については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三条 国は、都道府県以外の者が前条に規定する事業の全部又は一部を借入金によつて実施した場合において都道府県が当該施行者に對し当該借入金の利子のうちその災害の発生した年度及びこれに続く二箇年度を経過した日以後の分の利子に相当する金額を交付した場合にその金額を、当該都道府県に對し、毎年交付する。

2 前項の場合においては、前条第一項ただし書及び第二項の規定を適用する。

第四条 都道府県が前二条の規定による交付金を受けようとする場合には、政令で定めるところによ

り、当該借入金の借入に關する書類、当該借入金をもつて当該事業の実施の経費に充當したことを証する書類、当該事業の進捗状況を示す書類及び前条第一項の規定による都道府県の施行者に対する交付金の交付に關する書類を添えて農林大臣に申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の申請があつたときは、その書類を審査し、その申請につき適當であると認めるときは、政令で定めるところにより、前二条の規定による交付金を交付する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国は、第二条及び第三条に規定する利子相当額でこの法律施行の日の前日までの分についてはこの法律施行後六月以内に当該都道府県に交付しなければならない。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、初年度約七億円の見込である。（平年度三億円）

○稲富委員 ただいま議題となりました昭和二十九年年度までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に關する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

農林水産業施設の災害復旧事業は、從來災害発生年から三年間で実施することが、立法者の考えであり、また行政上のならわしでありました。特に二十八年の風水害は、被害の甚大にか

んがみ、特別の立法措置によつて広い範圍に國の補助率の引き上げを行い、早期復旧を強く期待いたしました。政府もまた国会及び罹災地の要望にこたえて三・五・二の比率による三カ年復旧をかく約束したことは御承知の通りであります。

ところが復旧事業の実施状況は、毎年度に全部完了する見込みがなくなり、しかも特別措置を講じた二十八年災は、三年目の三十年末よりやく五割そこそこの進行状態でありました。しかしながら罹災現地に置きましては、累年災害による被害の拡大を恐れるとともに、生産回復と経営安定を急ぐ心情から、政府の言明を信用し期待して、補助指令を待たず復旧工事を行なつた仕越し工事の量はきわめて大きく、そのため市町村等の実施者が、農業協同組合等の金融機関から借り入れたものは莫大な金額に上つております。中には年間収入額をこえる町村もあり、二十八年災だけで数億円に達する罹災県もあります。

この多額の借入金は、財政窮乏する市町村等に大きな重圧となり、その利子負担によつて、せっかくの補助金の効果も、高率補助の特典も著しく減殺されているのであります。災害に關する最近の陳情が多く利子負担の軽減に重点を置かれてゐるのも、この窮状からであると存するのであります。

以上の理由から、災害復旧事業の実

施について、災害発生年から三年間における仕越し工事の借入れに關しては、國の財政事情からいたし方ありませんが、その後の借入金の利子に對しては、補助金交付の趣旨に基いて、國が利子相当額を補給して事業の施行者の負担を軽減する必要があると存じます。これは今日なお仕越し工事の残つてゐる二十六年災以降、災害発生から三年間の予算措置を講ぜられた二十九年災までの災害復旧事業についての善後措置を行おうとするものであります。三十一年災以降の災害復旧事業に對しては、今後政府の予算措置と別途提案されてゐる復旧事業の期間を定める立法措置に期待するものであります。

何とぞ災害地の実情を御了察の上、慎重審議すみやかに御賛同下さいませようをお願い申し上げます。

○吉川委員長代理 ただいま御説明に相なりました法案に關する質疑は後日にこれを譲ります。

午前中の審議はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後二時四十九分開議

○吉川（久）委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

質疑を続行いたします。川俣清吉君。

○川俣委員 午前中に引き続いて質疑を行いたいと思ひます。家畜改良増殖法は畜産振興の基本法であるという建前で、立法措置が講ぜられておつたことは、午前中申し上げた通りであります。そこでこの第二条の「第二章以下

において規定する事項以外の事項であつても家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行ななければならぬ」といふ、法律としては珍しい規定をもつて基本法たるの觀念を明らかにいたしておるのであります。これに基いて積極的に酪農振興を講じなければならぬといふところから、公団にもこれを適用して、積極的な方法を講ぜられたのかどうかというのが午前中のお尋ねであつたのであります。この基本法に基いて具体的に公団法において取り上げたとも見えるし、そうでないような説明でもあつたんですが、もう一度その点を明らかにしておいていただきたい。

○渡部（伍）政府委員 もちろん基本的には家畜改良増殖法第二条の規定に従つて、いろいろな施策をやつてゐるのは間違ひのないのであります。そのやり方については先ほど御説明申し上げましたように、細部について特別の法制なり施策が必要だ、こういう關係になるかと思ひます。

○川俣委員 それでよろしいのですが、ただ積極的にこれを行わなければならぬといふことで、一つ取り上げただけでは積極的とは言えない。幾つもの取り上げていかなければならぬ。この点、これはやっぱり順序があると思ひます。これに基いたとすれば、公団方式をもつてやるのが一番最良なりと考えてやつたのか。幾つものやりようとするのだという説明ですが、一つだけでは積極的ではない。まだ公団方式による輸入方式以外にも考えていかなければならぬが、その一つとして取り上げた。まだ幾つもなければならぬ。次はどういうことを考えられ

ておりますか。

○渡部(伍)政府委員 御承知のように、酪農振興法による集約酪農地域の指定とか、あるいは種畜の輸入、あらゆる面でいろいろなことをやっておるのではありません。機械開墾地区の酪農振興は、機械開墾の法律でやっております。これは新しい試みで、今までは穀物の農業には適しないとして捨てられておるところを、近代的な機械、新しい土壌肥料学による土壌の処理、そういうものをやっておる、やはり穀物には適しないけれども、今度は青刈りで家畜の飼育をすればその土地が利用できる、こういうところからやっておるのではありません。しかし最初、日本では新しい試みであるから、ほかの地域には見られないような高率の補助とか、特別な厚い指導というものをやっておるわけであります。これはよく言われますように、いわゆるパイロット・プログラムで、これが成功すれば、他の地域も応用して積極的にやっていく、しかしその成果がはっきりしないうちにあんまり手を広げてはいけません、こういう考え方です。

○川俣委員 私が尋ねているのは、この法律に基づいて、これをさらに具体化する法律として機械開墾法の一部改正を行う。それはそれでいいのです。そのように現実化していくとするならば、これに基づいてやはりいろいろな立法措置が必要だろ、それと同時に行政措置も必要だろ、公団方式のほかにまだどんな準備があるのか、こう聞いているのです。これ一つで終りなのか、これに基づいて立法化して、行政措置を講じていくものか、公団方式で終りなのか、まだまだもつという

るものを出される用意があるのかを聞いておる。ただ一つとすれば、これは基本法に基いて公団方式をとったのではない。機械開墾の便宜のためにやっただというこのそしりを受けるのではないか、こう思っているのです。それでなく、基本法に基いて、一つの方法として公団方式によるジャージー種の輸入方式をとったのかと聞いたら、あなたはその通りだという。それならば、次々と法案が出てこなければならぬじゃないか。ただ機械開墾だけ便宜的にやらせるという意味なのか、これを基本法にして、続々と具体化するような法案を出していくのかどうかと聞いておるのです。

○渡部(伍)政府委員 それでありますから、機械開墾によつて新しい農業の分野を開くために、試験的にこれをやるわけでありまして、これが技術的、経済的にめどがつけば、新しい施策を考えて、他の地域にも及ぼしていかなければならぬ。しかし現在の段階においては、今きめておる特定地域の技術的、経済的な結果を判定するのに数年を要するわけでありまして、これがいい結果が出れば、それを進めていくのに新しい立法が必要になってくる。予算上の措置も必要になってくるかもしれない。これを推し進めていきたい、こういうふうに考えております。

○川俣委員 重ねてお尋ねいたします。いわゆる機械開墾の経営状態が非常に悪いので、一つこれを便宜的に使おう、こういう意味なのか。そういう誤解が非常に多いのです。あなたは首を振るけれども、そういう誤解が多い。そうでなくて、あらゆる積極的な方法を講じなければならぬから、一

つの方法としてこうしたんだ、こういうのか、どちらかと聞いておるのです。

○渡部(伍)政府委員 機械開墾の事業内容につきましては、先般来質疑応答がありました。去年十月に発足してまだ半年でありまして、諸般の準備を重ねておるというのが現状であります。その機械開墾がやる地域に牛を入れるために、外国から牛を輸入する、こういうのでありますから、いろいろお話がありましたように、機械開墾でなければいかぬということではないのでありますけれども、機械開墾を使つての方が経済的にも、あるいは施策を進めていく上にも便利である、こういう考え方がいらしたのであります。

○川俣委員 そうすると、やはり基本法に基いて、その具体化として機械開墾法の一部改正を考えた、こう一応了解をいたします。

次にお尋ねしたいのですが、機械開墾地以外においても、特にジャージー種のような役牛を兼ねておる牛種は、機械化公団による特種開墾地以外におきましても十分これを増殖し、酪農の中心として拡大していく余地が他にもあると思うのです。そこでこれを積極的に推し進めていかなければならぬのであるからして、さらにいろいろの方策が講ぜられていなければならぬと思ひますが、どういふことが講ぜられていますか、ということが私がここに尋ねたい基本なんです。

○渡部(伍)政府委員 質問の趣旨がよくわからないのですが……。

○川俣委員 機械開墾でジャージー種を輸入するのは、当初におきましては開墾地だけに入れることが主です。それから増殖されてさらに敷衍してい

くであることは予想されますが、それだけを待っているのか、さらに機械開墾地以外においても、輸入を二百頭なら二百頭入れるばかりではなくて、さらに増大していく意図があるのかどうか、こう聞いておるのです。

○渡部(伍)政府委員 先般御説明いたしましたように、一応農林省としては今後五カ年間に、従来のものを加えまして約二万頭近くのジャージー種を入れて、十年後には十萬頭のジャージー種の牛を適地に普及させたい、こういう考えであります。そこでそのためにはまずに八ヶ岳、岩手そのほか何箇所ですか、もうジャージーが入つておりますから、そのところをさらに早く進め足して、大体経済単位五千頭あるいは二千五百頭という、そこまで持つていく。その分についてはもし引き続いて世銀の方で借款を与えるということになれば、やはり今提出しておるような方向でやっていくのがいいじゃないか、こういうふうに考えております。

○川俣委員 そこで実はお尋ねしたいのですが、これは最初の一年か二年でわずかに二百頭、五百頭、千頭という程度の輸入でありますれば、価格も輸入価格で大体売買されるということが行われているのです。ところがそれからというものは、急速に国内のジャージー種の価格が低落していくだろうと思われ。おそろしく順調に入つてくれば、機械開墾が三年目のときには、国内相場が今より予想した以下にできてくるのじゃないか。これは予想されませんか。私は今から予想できると思ふのですが、この点どうです。

○渡部(伍)政府委員 これは将来の予想ですからなかなかめんどろな問題で

あります。私も傾向としてはそういうことを考えておかなければいかぬというつもりでいろいろ準備をしております。それから大体今年というか、三十年には千八百頭入れました。三十一年には二千五百頭入れます。これは先般お手元にお配りしましたが、ジャージーの生産は豪州で二十数万頭でできております。それから豪州ではやっぱり許可制度を持つております。二千五百頭が今のところマキシマムになっておりますが、本来ならばもっと入れて早く実質的にやりたいという意向もありませんけれども、向うの都合からいってそれ以上できない。従いまして向うの方の關係はこれだけ注文を出しても市価が上るという心配はありません。

○川俣委員 少くともこの基本に基いてあらゆる方策をとっていきまふということは、国内にジャージーが非常にふえるということが目的なんです。それは結局は酪農品の生産コストを下げたいところにならぬいがある。それでなければ入れたら意味がない。結局は酪農製品の生産コストを引き下げていくというところにあると思う。引き下げるまでに至るには、それほど盛んならしためたということとは、結果的に見ましてもかなり牛の値段が安くなつたという現象が、増殖になつたという現象と一致してくるわけです。ふえなければいつまでも価格が維持されていくでしょう。ふえていけば当然価格も下つてくるのが必然なんです。下らなければコストは下つていかないので。今のようない乳牛を入れてきて、ジャージー種を入れてきて価格が下らないようであつたならば、これは

盛んになってきませんよ。従って特別な便宜を与えないでもどこへでも入るといふことは、特別な便宜を与えないでも利用者がふえていくということでは、従って価格が下るというのを予想していかねばならない。また価格を下げるのが目的でなければならぬと思ふ。下げるのが目的でないにしましても、生産コストを下げていくということと利用者が多くなるということとは、下らなければ利用者が多くなり、シャージ種を飼う者が多くなり、そこで価格が低落するというのを初めから頭に入れておかないといかないのじゃないか。しかし価格が下るならば輸入をとめるとかいうことじゃないでしょう。そうすると三年目には現在のような予想した価格で入れるということとは、引き取り手が無い。むしろ国内の増殖された乳牛を利用する人が多くなってくるんじゃないかということが予想されないかどうか、この点をお尋ねしたい。

○渡部(伍)政府委員 たいまのところで各府県の状態等を調べ、希望をとってみようと、当分のうち二千五百頭入れて、それから大体毎年半分の雌が出てくると仮定して、やはりまだ当分需要に追いつかない。従って私の方では、今後五カ年間は引き続いて入れようといふのであります。そこでだんだんふえるに従って、一般に今まではひもつきで順々に分けておりましたが、第二、第三の娘牛になると、これは市場に出てくることになるので当然下ってくると思ひます。その下ってきた場合に、輸入牛と国内のものとの間に相当の開きが出てくる。それはお話のように相

当差ができてくると思ひます。その差ができて、ある地区では、これは今までの経験にみましても、とにかく山岳草地にはシャージ種がいいということ、牛の専門家はだんだんの経験によつて非常に熱望が高いのでありますから、現在よりも国の補助を輸入に對してよけいに増さなければならぬといふことは出てくると思ひますけれども、どうしても国内では需要をまかなえないという分は、少々高くても輸入シャージ種を入れないといけないといふ部分が出てくるんじゃないかと思ひます。しかしこれはもう少したつてみないとわからないのであります。そのときにはやはり国の助成をもつて入れて、ほんとうに成績がいい、そういう地帯にシャージ種が必要だといふことがわかれば、国の助成をもつと厚くしなければいかないという事態が出てくるんじゃないかと思ひます。それは覚悟しておられます。しかもある程度の運賃補助とか、いろいろな費用を国で持つておられますから、これは年々ふえるに従つて施策を追加していかねばならぬ、こういうふうな考へておられます。

○川俣委員 今から盛んにならしめようと思ふならば、やはり一定額を補助いたしまして、補助がない部分の相場というものが一般に取引される価格であるといふふうな持っていないかと、機械公園にいたしまして、とんだものを引き受けたといふことになるであらうし、またとんだものを引き受けたといふことにならしめるほど盛んならしめていかねばならぬものだと思ひます。それと同時に、もう一つは、日本のようなところにシャージ

種の問題ばかり入れておいてどうかという問題です。日本のような地帯には、やはり日本流の土地と飼料と見合ひの交配種が当然考えられていかねばならぬんじゃないかと思ひます。交配種というふうな問題を考えないで、何でもかでも輸入牛だけに仰ぐといふことは、今後急速に酪農を進めていく、また馬にかわる牛としての役牛の役目を果させるといふことになる。交配種を考へていかねばならない。交配種を考へていくということ、私は家畜改良増殖法の基本でもあつたと思ひます。改良して増殖していくというのでしよう。この法律はそういうことです。輸入したものを改良していかうといふところに目的がある。改良するのはなぜかといへば、数を目的にしておるのです。二条といふものはそのように私は解釈していくべきものだと思ひます。あなたはどうかですか。

○渡部(伍)政府委員 これは純粋なるもの、能率の高いものを広げていくといふのと、それから今の雑種を広げていくと、しかし雑種でも能率の高い雑種でなければならぬのですから、その二つのねらいがお話のようにあると思ひます。ただ昨日申し上げましたように、大家畜の雑種の固定化といふものは、五年、十年ではできません。たとえばアメリカのヴェルツブルの農事試験場で、インド牛とシャージ種を交配してやるとか、水牛とかの牛をやるとか、いろいろの研究をしておられますけれども、十年かかってもいいものでできません。これは試みでありまして、いいものができる場合とで

ない場合がある。国の方でそういうものを特別にやっていく。すぐ民間でそういうものを出すわけにいきません。しかし今シャージ種を輸入するのは、現在市乳地帯でない、原料乳しか作れない地帯に適している。豪州、アメリカ、みな三割なりあるいはニュージランドのごときは、六割以上もシャージ種になつておるわけでありまして、その地方の氣候、それから草資源等を勘案して、一定の地区には日本でも適する、こういうのでやっております。これが相当数になつてきますと、お話のような問題は、当然民間からそういう運動が出てくるのではないかと思ひます。

○川俣委員 先を急ぎますが、結局はシャージ種が入つておるのを見る、非常に雑多ですが、それが一体シャージの本種かといふことについていろいろの疑問があるくらいに、シャージ種でも、場所によつても違つておる、非常に相違があることは、今まで輸入されておるものでも明らかです。あなたは首をかしげておられるけれども、ほんとうですか。値段から大体違つておるじゃないですか。しかしここでこの論争はやめます。従つて、機械開墾地でも、青森と北海道ではだいぶ違つておると思ひます。五年たつてごらんない、十年たつてごらんない。その地域に特質的な、対応するやうなものが比較的に残つておる、それでないものはだんだん淘汰されていくことは明らかです。大動物であれば大動物であるほど淘汰率が激しいのです。そのことは別として、私はやはり交配種といふものを今から考へていかねばならぬと思ひます。そこで改良、増殖といふことが主になつてきておる法律を、いわゆるチャンピオンだけを輸入するのだ、チャンピオンだけをふやしていくのだといふやり方をしているのか。あるいは交配種まで作つていくといふことがこの法律の基本じゃないかと私どもは理解するのだが、もしもこれが基本だと思ひますれば、この法律を改正する意思があまりかどうか。そういう優良種だけをふやしていくというなら、ほんとうはこの法律は適当でないのです。これは優良種をふやしていく方法ではないのです。

○渡部(伍)政府委員 この法律は、先ほど申し上げましたように、純粋種と雑種両方に適用されるのであります。やはり雑種でも固定してなければいかぬわけですね。絶えず次々変つたものができる、そういう雑種では困る、能力のいい雑種の固定したものをふやしていく、こういうことになるのでありますから、この法律で一般民間のものをふやすのはいかぬ、新しい雑種を固定するのは国が相当経費をかけ、施設をしてやらなければいかぬということになるのです。これはいいのが出るか出ないかわからないのです。

○川俣委員 最後に一つお尋ねしてやめておきますが、当局は問題が起ることに言を交へておられる。その事態が起ると、起きたときに、必要なふう

法だと言いながら便宜的に公同法を利用してみたりするようなことが行われるところを私は慎みしたいと思うのです。不備ならその不備を直していく。あくまでこれを基本法だとするならば、純粹なものもやるかわりに、やはり交配種もやるのだという建前をとっておるのだから、両建前であるということとを認識するならば、目下重点を置いておるのは優良種だけだ、あらゆる予算もあらゆる行政も優良種だけだということとでなしに、これが基本法だというならば、やはり交配種についても、あるいは雑種についても、今日日本にありまふ種類についても、どうしてこれを改良していくかということについて熱心にならなければ、これは基本法だということとは言えないと思う。何か目新しいものができるとそれに飛びついていったのでは、いつまでたっても畜産行政というものは立っていかないと私は思う。その局長の思いつきだけでは畜政なんというものは立っていくものではない。一年か二年で変るような畜政でありますなら、これはほんとうにむだな力を入れておることになる。そこで私はあなたにお尋ねしたい。あなたがかわつても、あとの人がこれはいい方策であるということと継続できるものでなければならぬというところ。畜産局長がかわり、農地局長がかわれば、機械公同のやつはよいこととか、また別なことにしようということになりまふと、末端の農民は非常な迷惑をする。高い価格で買ったものが、今度は奨励品種から外れたとかあるいは補助がなくなったということになれば、末端の農民に及ぼす影響は非常に大きいのです。そこで、やはり長

年継続できるような畜政の基本を立ててもらわなければならぬと思うし、その基本に沿うた公同法の改正でなければ無意味だと私は思うのです。そこでお尋ねしたのですが、その点を明らかにしてもらいたい。

○渡部(伍)政府委員 お話の通り、家畜については二年や三年で変えることはできないし、それを取り上げるためには相当の研究もし、あるいは試験をしてからでなければいけないと思ひます。ジャージーを取り上げるにしましても、私の承知しておるところでは、とにかく数年前からジャージーとブラウン・スイスの比較検討をやつてきたのであります。その結果、ブラウン・スイスとジャージーを入れようというところになったのですけれども、ブラウン・スイスはヨーロッパしか種がない、供給がないから運賃その他が非常に高くなる。従つてジャージーを入れようというところにきまつたのであります。しからばこのジャージーを入れる地帯をどういうように選定するかということにつきましても、むやみに希望があるからということとでなしに、そのところの草資源あるいはそのほかの農業との関連を十分考へて、可能の限度というものでやらなければいかぬ。その限度を一応十年後に十萬頭——二十萬頭から順次ふやして十萬頭にする、こういう考え方でやつておるわけでありまふ。そういう方策が、お話のように担当者がかかることによつて途中でたえないために法律なりあるいはその他の施策を確定していくというのであります。御心配の点は、法律を忠実に施行することによつてそういうことは起らないというように考へております。

○川俣委員 一応よろしいのですが、一休養改良増殖法を作ったときはえらい勢いで、えらく期待をかけて作つておるのです。だから、法律はあとの者もこれを順法させるように、行政的にこれを行わせるために法律化していくというところは当り前のことなんです。首をかき上げたつて、そうじゃないですか。今私から指摘されなければ、記憶を新たにしないような格好になつておるじゃありませんか。従つて、あなたが今国会に申し出られておるところの機械公同にしましても、あなたと農地局長時代は熱心であつても、途中であそふ法律があつたのか、仕方なしにやつておるんだという格好になつたのでは、末端の農民の迷惑はなはだしいものがあるから、はつきりしておいてほしいということなんです。

○渡部(伍)政府委員 お説の点はごもっともでありますので、はつきり農林省の中でそういうことが残るようになりたいします。

○吉川(久)委員長代理 淡谷悠蔵君。先日来各方面の責任者の方においでを願つていろいろ質疑を試みましたが、どれも、どうも聞いてみればみるほど主体がばやけて参ります。申すまでもなく、開墾事業だけでも非常に大きな新しい試みである上に、さらにジャージー種の大量輸入をさへするということになりまふと、今後予測されるさまざまな混乱があるのではありません。そこでこの際はつきりしておきたいのは、開墾地の事業の実施主体は一体どこなのか。公同の方では、私どもは指導面は担当いたします、しかし仕事はするんだという。そうすると公同に対し

て、かくかくの計画に基いて開墾をし、かくかくの方針に基いて営農をさせよといつて命ずるのは一体どこになるのではありませんか。この点を、一いつ次官からはつきり御答弁を願ひたい。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。これは農林省の方針においてやるつもりであります。

○淡谷委員 そうしますと、農林省が計画を立てて、その計画を実施する場合に公同がやる。そうすると地元と公同と農林省との有機的な連繫が一体どこにあるのか。さまざま官農方針やあるいはこの開墾計画につきましても、地元と接点が生じた場合に、公同に聞くのか、直接農林省に聞くのか、あるいは公同に聞いて、さらに公同が農林省に聞いて、農林省の返答を得てから公同が地方に伝える、あるいは地元の開墾者が直接にやるのか、県がやるのか、この点で現実的にも混乱を生じておる。その指導命令系統をはつきりお答え願ひたい。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。公同はその方針に従ひまして開墾する、そして土地を作るといふことがその事業の目的でございます。その後開墾民の営農なりあるいは経済的な行為の指導といふことは、相談があれば、もちろん県の開拓課なり県の事務所なり、そこから当然農林省の方に連絡があるといふことで、上から下まで、上といふとおかしいのであります。が、農林省から県庁を通じて開墾民の間が一本につながるもの、またそういうしたいと考へておるわけでありまふ。

○淡谷委員 どうもはつきりいたしません、そうすると地元の入植者がさまざまな開墾並びに、経営について開

きたいことがあつた場合は、地元の入植者が県に聞いて、県がこれを一体どこへ持つていくのか。公同へ持つていくのか、あるいは農林省にじかに持つていくのか。

○大石(武)政府委員 県の方で十分指導できれば、県でも御指導するでありましようし、国との連絡が必要である場合には、当然農林省の方に連絡があることと思ひます。

○淡谷委員 県がみずから決定し得ない場合は、公同を飛んで農林省にきてよろしいのです。その点はつきりしてもらひたい。

○大石(武)政府委員 それはどちらでもいいことだと思ひます。もちろん公同の方に相談する必要がある場合には公同の方にも相談いたしましうし、公同の方に相談する必要がある場合には、当然県の方から農林省の方に直接きても一向かまわなかつたわれは考へております。

○淡谷委員 公同はそれでは全然浮き上つてしまつてもかまわないのです。公同はあらかじめ農林省の方針を受けて仕事を始めています。その方針について疑義があり、変更されなければならぬ場合に、公同を飛んで農林省に交渉するならば、農林省が前の方針を変えないで押し切るときはよろしいけれども、若干変更を見なければならぬ場合は、公同よりも先に地元の県がする、こういうことになりまふ。

○大石(武)政府委員 公同は別に営農の指導はいたしませんので、営農の指導は県なりあるいは農林省でいたすわけでありまふ。ただしその場合、県で判断をしてある営農の指導をいたす場合に、公同の方面の仕事、開墾とかの

仕事がある場合は、当然それは県の方から公団の方に相談していくべきであり、それが農林省にも相談をする必要がある場合には、当然農林省の方に相談があるもの、こう考えておられます。

○淡谷委員 現在の開墾の方式、単価、所要経費等について、農地局、県、公団三者がさまたち協定することになっておりますが、この具体的な方向が確定しておりますかどうか。これは事務当局の方からでいいですか。御答弁を願います。

○小倉政府委員 その点につきましては、今、県、農地事務局、農林省、そういう関係機関が打ち合せ中でございます。

○淡谷委員 まだ打ち合せ中で決定してない。こうなりますと、入植者の募集に当って、入植者が入った場合にどれだけの地価で土地が手に入り、どれだけの融資を受け、幾らの補助を受け、あるいはどういう方針で開墾し、その開墾の費用がどのくらいかかるのか。これが全然わからないままに入植者の募集が行われた、こう思つてよろしいのですか。まだあなたの方の基本方針が決定してない。その前に入植者が入っている。そうすると、雲をつかむようなばく然とした形で入植者の条件が定められている、こう思つてよろしいのですか。

○小倉政府委員 計画といたしましては、もちろんきまつたものがございまして、必要な建設工事あるいは助成ないし融資、また一戸当りの所要の金額等につきましては基準ができておりますので、土北、根拠それぞれの地区について、入植者は大体どういう規模の

管農をやり、またどういう程度の金が必要、またその金のくる道はどういうことになっていくかというところはきまつていくわけでございまして。

○淡谷委員 現在県なり道なりがこの仕事を実施する場合に、県あるいは道が入植者もしくは増反者も含めてこの開墾の委託を受けている。これに基づいて公団と委託契約を結んで実施する、こういうふうに確認してよろしいのですか。方式はどうなっているのですか。基本的な問題でありますから。

○小倉政府委員 開墾作業につきましては、今お話のように、公団が地元農家の委託を受けてやる、こういうことになっております。

○淡谷委員 その場合に、開墾の補助金が非常に重要な要因になると思ひますが、この開墾補助金は国から直接に公団に対して交付するのですか。あるいは公団を飛んで実際の入植者の方に交付されるのか、この点はどうなっておりますか。補助金の交付の方法について決定したことをお伺いしたい。

○小倉政府委員 これは普通の開墾作業でございますが、結局農家に行くのでございまして、今回の機械開墾につきましましては、公団が委託を受けてやりますので、結局はその金は公団にくくことにならざるを得ないのでございまして、交付の仕方といたしましては、厳に公団にいくように、そこは農家から受領委任を徴す等の措置でもつていたしたい、かように考えております。

○淡谷委員 その補助金の額は四五%と聞いておりますが、相違ございせんか。

○小倉政府委員 さようでございまして。

○淡谷委員 その補助金等が適正に使われているかどうかは、つまり公団が実施する開墾作業の指導監督は国の機関が当るといふふうに了解してよろしいかどうか。国が十分責任をもつて公団の補助金等の使用あるいは開墾作業の進捗等を監督する、あるいは指導するといふふうに考えてよろしいかどうか、確認しておきたい。

○小倉政府委員 これはもちろん終局的には国が責任をもつてやることでございまして、現地では県にある程度おまかせして、県庁も指導監督してもらつて、こういうふうに考えております。

○淡谷委員 入植者が負担すべき分、すなわち五五%ですが、これは県が公団に委託して実施する分については、国と公団との間に取組みきめた方式あるいは形式に基いた諸般の手續を取り進めるといふ面と区分しての事業実施の方向が望ましいと思つて、そういうような補助規程、開墾方式、形式等がまだ全然きまつていないという場合にこの事業がまぎれ滞する結果を見ていられるように考えられますが、いづろ一体これらの諸般のものが決定を見ますか。

○小倉政府委員 まだすっかり形式的には確定はいたしておりませんが、もちろん入植するときまでは確定をいたしまして、入植する直前に通知するようにはいたしたいと思つております。

○淡谷委員 機械が入って作業を始めるのが六月、七月と申しますと、目の前の仕事の実施に対して、まだ諸規定さえできていないといふこの事務滞滞はどこから来るのですか。公団の組織が悪いのですか、それとも農林省が怠

慢なんですか、どつちなんですか。目の前に迫つて、機械が入っているんですよ。その場合に諸般の規定ができていない。こんなだらしない状態は一体どこに原因があるのですか。

○小倉政府委員 別段特別の原因というわけでもございせんが、国それから県が主でございますが、そのほかに農林省の出先である事務局、それからまた関係の公団等が打ち合せてやっておりますので、いろいろ手間がかかっているのでもございせんけれども、県当局ともおその話はついておりますので、そう今後手間取らずにきまつていふふうに存じております。

○淡谷委員 そこで具体的に二、三の問題を申し上げて農林省のはつきりした御所信を伺いたいと思つたのですが、入植施設の問題であります。これはブロック造りにして住宅兼畜舎にするという構想のようでありまして。補助金は十一万六千円、融資金を十八万四千円、ほかに管農資金を一戸当り十六万六千円出します中から七万円と見込んで、一棟当り三十七万円と予定しておりますが、この確定したかどうか。あるいはまだ折衝中にあるかどうか。この点を一点伺つておきたい。

○小倉政府委員 予算としてはもちろん今お話のようにきまつてはいるわけでございます。

○淡谷委員 三十七万円と申してはいるわけですか、あるいは三十万円と申してはいるわけですか、住宅建設の予算というの。

○小倉政府委員 全体が三十万でありまして、国庫補助が十一万、それから融資が十八万余りになっております。

○小倉政府委員 先ほど申し上げました通り、予算としては計上いたしておるのであります。

○淡谷委員 それでは伺ひますが、この住宅資金は、補助金、融資金を入れて三十万円、そのうち畜舎部分が七万円になっておるのです。三十万円の住宅のうちで、住宅兼畜舎ですから、畜舎の方が七万円になっておる。ところが設計の内容はその反対に、畜舎の部分が八割を占めており、畜舎に住宅がちょびつりといつておるのが実態なのであります。これに対して住宅の補助金とか融資の交付について大蔵省の了解を得るかどうか。また会計検査院等においても疑義があるようでございますが、家ができてから、補助金や融資の規定に關してさまざま検査院からの文句がつかないかどうか、その点は一体どうなつておる。予算は住宅の方が三十万円、畜舎が七万円、あるいは三十万円の中の畜舎が七万円ですが、設計では逆なんです。設計では畜舎が大部分、八割を占めておる。そうしますと非常に問題になります。その点は一体どういふふうに措置されておるか。

○立川説明員 これは予算といたしましては、ただいま御説明がありましたように三十万円、国庫補助十一万六千五百円、融資金十一万三千五百円という額になっております。そのほかに別立てに畜舎としては予算を計上してお

ります。さしあたりのところ住宅と畜舎を同じ一棟の建物の中に収容して出糞をする、そして将来畜舎完成後等において住宅と畜舎が分れていくということが想定されますが、さしあたりはそれを一緒にした格好でいい、こういう構想でございします。そこで初年度の設計につきましては、一挙に完成形の住宅と畜舎を作るというのはいくらでもございしますし、家畜も逐次入って参りますので、当初一部を作りまして漸次建て増しをしていく、こういうことになりまして。そこでさしあたりの状態といたしまして、畜舎の部分がかなり多くを占めますけれども、さらに二階を増築してそこに住まったり、あるいは家畜の乳牛がふえるに従って乳牛の入るところをさらに増したり、こういうことになるわけでありまして。

○淡谷委員 非常に困った設計だと思ふのです。なるほど青森県の農民は馬と同居をしておるということは有名でございしますが、いくら同居をしておるというわけでも、馬や牛を抱いて寝てゐるわけではないのです。従来の家屋でもはつきり畜舎と家は分れております。雪の關係上同じ屋根の下にあるだけであつて、あの馬のくその中に農民はごろごろ寝ているわけではないのです。今あの荒野の中に入植をさせまして、家も与えないで、せつかくアメリカから買ったジャージーの家は建ててやるが、農民の家はあと回しだなんていつた計画がありますか。しかも取ってくるのが住宅資金としての三十万円、一体この計画でいいと思つてゐるのですか。

○立川説明員 家畜が入りますのは、

第二年度に馬の飼育が入ります、それから三年目に乳牛の飼育が二頭入ります。そういう順序でございしますが、従来のようないわば家畜と人間の住いとは一緒にしたというような形の住宅にはしたくない、やはり家畜と住宅とを一棟のものに建てますけれども、それは近代的な衛生的な施設にしたい、こういうふうな考へておる次第でございします。

○淡谷委員 ますます変じやないですか。入植者はもう入るのですよ。家畜は向う何年間に入る。入つてこない家畜の畜舎を先に建てて、現在入つてゐる人間の住居をあと回しにするというのがありますか。人の入る家がなくて、畜舎ができて家畜が入らない、こんな矛盾した設計は許さるべきものでないと思ふ。しかも具体的に家屋の設計を見ますと、下にコンクリートの畜舎ができて、そこにはほとんど堆肥なんか踏み込んでいく、その畜舎の上に二階を建てて人を住まわせるというのでしよう。一体どっちが主なんですか。三十万円の住宅資金は人間のための住宅資金ですか、ジャージー様の住宅資金ですか、どっちですか、お伺いしたい。

○立川説明員 これは従来の開拓地のいろいろのやり方を土台にもいたしまして検討いたしましたのでありますが、やはり成功しております開拓地の事例を見ますと、基幹の生産手段であります家畜を中心にして、その施設を初めから相当よく見て考へていくというところががっちりした開拓地に成長しております。それで、もちろん人間の住宅を快適にするということも同時に考へなければならぬけれども、やはり限定された資金を最も有効に活用い

たしますためには、畜舎にも十分来年度から使えますし、それから人間の住宅もそこを基幹として拡充できるというふうな設計を今考へつつあるわけでございます。

○淡谷委員 これは非常にりっぱな御方針だと思ひますが、それならなぜはつきり畜舎の方を三十万円と見て、人間の家屋を七万円と見なかつたのですか。予算面でははつきり住宅が三十万円である。予算でうそをいって、実際は牛の方の小屋をりっぱにするということとは、果して今日の会計検査法等において通るかどうかの問題がある。一体なぜはつきり畜舎予算として三十万円もらわなかつたのですか。予算は住宅です。実際は畜舎だ。あとで会計検査院からこつかれて手を上げるようなことはございせんか。なければそれでよろしい。

○立川説明員 その点は関係省と打ち合せておりますからないと存じます。○淡谷委員 それでは確認いたしますが、住宅資金として取りました三十万円を畜舎部分に回して建築しましたも会計検査院の方は何ともない、関係省は何ともない、この責任を農林省はとりますね。

○立川説明員 住宅資金の三十万円の内訳は先刻申し上げました通りでございます。それから畜舎として計上しておりますものが二十万円、これは全額融資金でございます。それでこれはもちろん将来年々ふえて参りますから、そういうものを含めたことで御説明申し上げておるわけでありまして。そういうことで設計は畜舎と住宅と一緒にしてやるということについては、関係省との打ち合せが済んでおります。

○淡谷委員 そうしますと住宅の方は三十万円、畜舎の方は二十万円と確認いたしますが、一体これらの資金はいつごろ交付されますか。これまでの開拓の例を見ますと、家はできたがなかなか助成金や融資金が手に入らないので、建設請負人と本人との間に非常に困つたことが起りました。そのために意外に高い利子の金を借りて困つてゐる例がありますが、これは一体いつごろまでに交付される見込みでござい

ますか。

○立川説明員 ただいまお話の資金は、住宅の建設に着手するといふまでには十分間に合せるつもりでござい

ます。○淡谷委員 第二、四半期あたりまでに交付できますか。

○立川説明員 十分大丈夫だと考え

ます。○淡谷委員 次は電気の導入でござい

ます。電気の導入については、現在の計画によりまして全事業費の概算が二億円になつております。これによれば新たに八戸の例でございしますが、これは北部八戸の例でございしますが、新しく変電所を建設しなければならぬことになつてくる。この建設費は約九千万円かかりますけれども、これに対する御配慮はございしますか。

○立川説明員 ただいま予算的に確定をいたしておりますのは、一戸当りの電気の導入施設といたしまして九万円でございます。それがそれぞれ国なり、融資金なりで持つわけでありまして、ただいまお話のようなおそれは不便なところでありまして、電気の導入につきましてはいろいろ問題がござい

ます。それでこれにつきまして今具

体的にその実行方法を急遽これも研究をいたしておりますので、日ならずして確定をしたいと思います。ただいま御指摘のような点がいろいろございまして、十分研究をしてございかなければならない問題だと考へております。

○淡谷委員 電力会社の最近の傾向でございしますが、一切の施設費用を需用者に転嫁しようという傾向がはつきり見えてきております。そのために意外にこれらの電気導入の計画が狂うこともあると思ひますので、この点は十分なる御用意をもつて御着手いただきたいと思ふのでございします。

次は開墾の建設についての付帯工事についてであります。本年度の実施事業は、施設道路が約九千七百三十二メートル、防災施設が四十一・二八町、この事業費が五百八十六万一千円と決定したかになつておりますが、一部は国、一部は県、この県の方は地元の開拓者でございします。この地元の開拓者が実施することになつております事業は、国営事業所の実施計画に基いたものあとに行つてございします。ところが国営事業所の実施計画は、十月から十二月までにこの道路を作るという計画でございしますが、一体十月から十二月までにあの地区の道路工事が行われると思つておられるかどうか、この点をはつきり私は伺つておきたい。

○戸嶋説明員 今お話の建設工事を十月ないし十一月のうちにいたしますという実施計画は、私の方では考へておりませんので、六月から大体十月の終りごろまでに本年度の建設工事は計画通りに完成させたい、こう考へて現

在仙合農地事務局で施設設計を作らしておきます。

○淡谷委員 それなら大へんけっこうなんでございませうが、ただ国がやりませう道路計画だけでは、地元の土地の情勢は使用にたえない。この幹線道路から派線の圃場まで行く道路を作らなければ、肥料一つ運べないという状態です。その国営の道路が十月に完了するよりなことであつてはことしはほとんど管農の計画はできません。できるならもっと早く切り上げまして、少くとも全部の道路工事が十月の終りには完成を見るようにしなければ一カ年調練り延べに延べに思ひますので、その点も十分なる御配慮をお願いしたいと思ひます。

それからさらに具体的にお伺ひしたいことがございませうが、あの地区に防風林として残される国有林もしくは公有林がございませうが、この防風林の立つておられます木を立つたままに入植者に買えという要求が出ておるやうに伺つておられますが、この点はどうか。

○立川説明員 防風林の関係でございませうが、これは基幹防風林になりますところにつきましては、土地が国有地として残つておられますので、その立木につきましては国有林として残す、こういうことになるわけでございます。

ところが耕地防風林のごとく第二次的な防風林につきましては、これは土地そのものが国が買収したり、あるいは国有林から所管がえを受けまして開拓者に売却することにしておられますので、その上に立つた木だけが別に残されるというわけには参りません。これは入植者が買ひ受けるということ

に相なります。

○淡谷委員 この入植計画の管農状態を見ますと、決して案な管農状態ではございません。その場合に管農局が払い下げします立木が高価なものにつきますと、ほとんど防風以外には用途を見ない林木が一つの材木として、建設資材としての単価などで売りつけられ、これは非常に経営を圧迫すると思ひます。先般本委員会でも私有地やその他の共同所有の土地に対して、いろいろな林野を作る法案を通してありますので、できるならば、この防風林などは売りつけないで育成するやうな方法をとりなれば非常に経営を圧迫すると思ひますから、新たにこれは御考慮をお願いしたいと思ひます。

それからこの公団がございませう場合に、私質問を申し上げましたが、土地は開墾をして牧草の種をまいて、土地を改良して入植者に売り渡すやうな御答弁がございませう。この牧草の種をまくという一つの準備的な作業の中には、石灰によって酸性を中和するといふ忘れてはならない一つの作用がございませう。一体炭カルなどの手当はどうしてございませうか。聞くところによりますと、炭カルは地元で負担するといふことを言つておるようですが、それに相違ございませうか。

○小倉政府委員 炭カルにつきましては、補助と地元負担と両方から成つておられます。地元だけの負担ではございませう。

○淡谷委員 従来の開拓者に対しては炭カルの補助等がございませうが、これと今回の入植者のそれとは相違がございませうか、ございませうか。あるいは今度の炭カルの補助によって既設の開

拓者が非常に損を受けるといったやうなことはございませうか、どうですか。この点を念のために伺つておきたい。

○立川説明員 従来の開拓地のやり方と若干違ひがございませう。それは負担のやり方でありませうが、今回の負担の仕方は、土壌改良の資材費の総所要金額に対して半分の半分の補助をする。それから残りの半分のうちさらに半分、すなわち四分の一でありませうが、これは果が負担をいたします。それから最後の四分の一につきましては、開拓者が負担をするという格好になつておられます。開拓者自身は、すぐには負担能力がございませう。これは二十九年の長期の資金でこれを裏打ちをする、こういう工合にいたしておられます。そこでそれだけの違ひがございまして、一面において、従来の開拓地の状態と比べますと、開拓者自身が若干負担をいたしますから、負担の表面的な割合については、むしろこの機械開墾の方が悪い。しかし実質的な部分については、従来は標準は三寸荒起でございませうが、今回は六寸に及びますので、実質上は非常に深起しになつて、従来の倍の資材が必要になつてくる。その部分について全部手当がいつていられるといふことで、そういう実質的な意味から言へば非常にいいと言へます。

○淡谷委員 炭カル等を土地へ投入するのはいつごろになりますか。

○立川説明員 今回は耕しまして、すぐ炭カルと硫酸肥料を施しまして、それからすぐ牧草の種をまく、これは開墾と同時にあります。

○淡谷委員 炭カル等を輸送する道路

の状況をお調べになりましたか。もしは圃場と道路との間がどんな状態になつておるか、配つた炭カルが雨に打たれてだめになるやうな現象をお考えになりませうか。これはどうですか。

○立川説明員 道路の問題は先ほど御指摘がございませうが、なかなか簡単でない問題がございませう。それから先ほど戸嶋参事官から申し上げましたように、極力いろいろ努力をいたしておられますが、当初初年度あたりではいろいろそこを来たすことも場合によつたらあり得るだらう、ただいま御指摘のやうな問題があり得るだらう、こういう気はいたします。場合によりまして、硫酸肥料はともかく全体に牧草の播種の前にはやるけれども、炭カルはこの次に秋起す、来年の春また再墾する、こういうやうな時期にまくといふことも場合によればできるかもしれぬといふことを考えます。

○淡谷委員 そこを来たすことがあり得る程度では私は心配いたしません。そこを来たしておるのです。あそこ土地は炭カルなしでは実質的なものができないし、道路がないことも事実なんです。持つていった炭カルを収容する場所がないといふことはわかつておる。まだ全体の設計やあるいは計画が確立してないといふことを聞きますので、できるだけ現地ともよくと密接な連絡をとりまして、監督指導の方向をはつきりさせ、責任の帰着点をはつきりさせまして、そこを来たさないやうに早急におやりにならなければ、これはどうなるか今からわかつておられます。これは今までの公団の方に交渉いたしまして、動くてもいい。農林省

自体がはつきりしたことがわかつていない。これでは地元が非常に混乱いたしますから、早急に地元とも相談をいたしまして、納得ができる線までこれはきめてもらいたいと思ひます。

次に機械の使用料のことでございますが、一体今のトラクターは一時間のくらの損料になつておられますか。○小倉政府委員 機械の使用料はたゞいま公団と私どもの間で話し合ひを進めておられますが、大体現在の類似の機械の使用料を参照いたしまして、公団の原価等も考慮いたしまして決定をするつもりでございますが、詳細はたゞいま資料を見ましてお答えいたします。

○淡谷委員 聞くところによりまして、一時四五千五百円という内示があつたといふことであります。普通の使用料は三千三百円から三千六百円でありませう。これでは公団の方がはるかに高い。あるいはやり方が違ひのやうに現地において実験をして一体どれくらいになるのやら、はつきりしたデータをつかまえてから御決定にならなければ、大へんな不平が出ます。同時にこの機械一時間の損料が一般よりも高いといふことは、また会計検査院からございられる原因になるのです。実施する県としては非常に困つておる。

県の意向を開きまして、全体計画が決定されてない、そのために県費負担の見通しがつかない、予算さえ組めないといふ窮境に立つておる。これは一日も早く、実施する当該の自治体が困らぬやうに、早急に私は手を打つてもらいたいと思ひます。

農林省全体に対するお尋ねはこのく

らいにしておきまして、次はジャージーに關して畜産局長に若干お尋ねしておきたいと思ひます。なおこれは政務次官にお尋ねをしたいと思います。が、一体ジャージーは再三地元の農民の要求があるというのを局長が言われまされども、この間の答弁では、入植者の条件としてジャージーを飼育するということを機械開墾の場合にはつきりと定めておられる。そうしますと地元の農民が希望するというのはジャージーを希望するのではなくて、ジャージーにくつついてくる開墾の金がほしいのであります。ジャージーを入れなければ開拓資金を出さぬというからジャージーだというだけの話であつて、ジャージーの本質についての農民の要望ではないというのを一応頭にに入れておいてもらいたい。私はこれは現地で調べて参りました。そこでこれは政務次官にお伺いをしたいのであります。世界銀行の借款はもうまとまつたのですか、まだまとまらないのですか、この点です。

○大石(武)政府委員 大体今月の終りにはまとめたといふ考へております。

○淡谷委員 その場合はこつちはジャージーはほしくない、ホルスタインはほしいのだが、ホルスタインの金を出せと言つた場合に、世界銀行が応ずる可能性がありますかどうですか。

○大石(武)政府委員 農林省では現在ホルスタインを入れようとは考へておりません。ジャージーを入れようとは考へておりますので、そのようなことは考へてみたこととございませぬ。

○淡谷委員 ジャージーを入れないで、今の開拓地に国内の牛で酪農を営ませるような可能性はございませぬか、

ございませぬか。

○大石(武)政府委員 それは、農民が希望すればそれでもできると思ひます。

○淡谷委員 私のお伺ひしたいのは、今の条件で牛を貸し付けるようなことが財政的に許されるかどうか。牛は持たせたいが、金がないから世界銀行からの借款を当てにして、その世界銀行から借款をするためには、どうしてもジャージーを入れなければならぬといふひもがついておられないか、その借款とジャージーとのひもの關係について、私はお尋ねをいたしたいのです。

○渡部(伍)政府委員 借款はジャージーを輸入するための借款であります。従つてホルスタインを入れるようになれば、今の有畜農家創設資金で入れ、こつちの畜産になると思ひます。

○淡谷委員 その場合に地元の要求さえありますと、ジャージーではなしにホルスタインを入れて、やはり酪農経営の指導ができるというふうにお考へてございませぬか。

○渡部(伍)政府委員 これは場所によつていろいろ違ふと思ひますけれども、たとへば上北の地区であれば、もうすでにジャージーとホルスタインとの混合地帯でありますから、集乳あるいは処理もそのようにできておりますのでさしつかえないと思ひます。但し私の方としては、これは役所の事務的な考へ方からいへば、ここにはジャージーを入れた方がより経済的であるといふ考へは持つております。それをとにかくよく得心をしてもらつて、どうしても得心がいけないといふことになれば、ホルスタインを養うということもやむを得ぬと思ひます。けれども私の方はジャージーを希望いたします。

○淡谷委員 その点について、この間配付された資料を見ますと、さつき川俣委員からも懇々と述べられましたけれども、乳牛の購入費は現地で四万七千五百八十円なんですね、これが補助金も全部入れますと九万九千九百八十六円といふふうで、大体十萬円の牛になつておられるのです。そうしますと、大体五萬二千四百円は中間費に入つておられることになる。種牛として入れるならばこれは仕方がありますまいけれども、五萬円という中間費を払つてまでも五千頭のジャージーを入れなければならぬという理由は、私はどこにも見出せないものであります。これは最小限度の種牛に限定して、あとは国内生産の方に振り向けるというわけにはいきませぬか、どうですか。

○渡部(伍)政府委員 これはちよつとそういうわけにはいかぬのであります。種牛は種牛で二百頭当り一頭の平均でジャージーの種牛を入れておられます。その種をつける相手がまだないわけですから、それをある程度までこの間申し上げておられますように、私どもの計画では、今後五年間に今までの分を含めて二萬頭弱を入れたい。それで今度自然にそれがあつてふくらんでいく、こつちのこつちをやつてふくらむまで一定期間はどうしても入れなければならぬ、こつちのこつちになります。

○淡谷委員 これは局長に申し上げるまでもないと思ひますけれども、農家経営といふものは、特に酪農経営といふのは牛乳だけ売つておつたのでは経営が立つていきません。勢い酪農処理をしなければならぬし、子牛もとらなければならぬ。その場合に、この牛というのは現地で四萬七千円しか

してない牛ですから、国内で非常に安い価格で生んだ子が取引されることははつきりわかるのです。従つて現地のジャージーを養うという理由の一つには、ホルスタインの子に比べて高過ぎるという不公平も非常に多い。一体八萬八千円という額をこのまま押し通すつもりなのか、あるいはもっと安くする公算があるのか、これもはつきり承わつておきたい。

○渡部(伍)政府委員 これは先般御説明しましたように、この間の入札で二千元だけ安くするといふことははつきりしました。それからあと、そのほかの費用で私の方は節約を今検討しておりますが、八萬円に近づける。八萬円を割りたいのですが、八萬円を割ることはちよつとむずかしいと思ひますが、今八萬八千円になつておるのを八萬円に近づける、あと数千円節約をするように研究しております。相当の見込みがあると思ひます。今はさき八萬何千円になるかといふことは申し上げられませんが、八萬円に近づける、八萬円をさき越えない程度までいけるだらうと思ひます。

○淡谷委員 この牛の買入れは始まつてゐるのですか。あるいは入札をしてゐるならば、アメリカのどういふ会社でこれを売るのか、これをお知らせ願ひたい。

○渡部(伍)政府委員 三十一年度は先般御説明しましたように、従来政府が買ひつけるのが六百頭で公団が買ひつけるのが九百頭であります。合計二千五百頭になつております。この政府で買ひ六百頭の分の入札は先般やりました。あと来月に入れば公団で扱う分も入札にしたいといふので準備を進めており

ます。選定官は先月の二十七日に立つてもう現地に行つております。牧場を回つております。數十の牧場から、一カ所三十頭ぐらゐから、三頭ないし四頭を体格であるとかあるいは病気の点を血統証と対照しながらえり分けをするわけですから、それをもう始めております。この豪州の相手方としてはニューランド・ローン・カンパニー、そこを相手にしてそこが向うの集荷責任者といふことになっておるのであります。

○淡谷委員 そうしますと借款ができる前に、この法案が通りまう前に、予定の計画だけは開墾に先んじてどんどん進んでおるわけですね。開墾公団といふものは現地の道路を作る前に牛だけを入れる、この線だけははつきりいたしました。そこで非常に重要な問題は、農業経営です。政府が無限に補助されるならばいざ知らず、やっぱり地元の入植者が行つて経営をするならば、入れます乳牛の額なども非常にこれは大きな条件になる。どうしてもあなたのおっしゃる八萬円の線では酪農が成り立たないといふ線が出てきて、もつと安価に手に入るホルスタインによつて堅実な農業経営をしたいといふ要求のあつた場合に、それならばこの計画は取りやめだといふような恫喝はされたいといふね、確めておきたい。

○渡部(伍)政府委員 これはちよつと誤解があると思ひますが、今入れるのは機械開墾地の周辺の既農家に入れます、その子を三年目に機械開墾地に渡す、こつちのこつちを予定しておるのであります。従つてさきいふならば今度出入植者に安い子を渡すといふことができないわけですから、既農家に

先へ入れて子をとっていく、こういうふうにするのであります。あとどうしてもホルスタインが欲しいというところがあれば、これは実はほかの地区から機械開墾地に集中し過ぎるというので、希望がたかさんありますれば、そっちに回すことは一向差しつかえないんじゃないかと思ひます。しかしあくまでも私は今までの経験で、やっぱり畜産地帯のほかの農業が伴わないことにはジャージーがいいという考え方を立てておけません。しかしどうしても納得ができません。ということになれば、先ほど申し上げましたようにホルスタインでけっこうです。

○淡谷委員 現地在納得できないというのは値段が高いということも入っているのです。あなたは今開拓地に入れているのではない。周辺に入れているのだとおっしゃいますけれども、これはやっぱりこの法案が通りますと、公団が仕事の一環としてこのジャージーの繁殖をはかるのです。繁殖をはかる場合に、繁殖の母体になる牛が高ければ子も安い値段で売れないのであります。切り離して幾ら今入っている牛が高くても子は安くするのだ、こうなると周辺農家の経営を犠牲にして、新しい開拓者を助けることになってきます。この点はこの表で見てわかっている通り、中間経費がまだこれは節約できる可能性があると私は思ふ。係官なども向うに行つておられるようですが、そういう点を十分考慮されて何か考えなければ、現地はこれは引き取れません。外国から入ってくるものはさまざま風評を生んでおるときでございしますし、この膨大なジャージーを入れます、また競走馬の二の舞を演じ

ないように私は強く要望をいたしておきます。それからなおジャージー種については、今後の酪農経営のあり方によつては、私はあながち反対するものではないと思ひます。けれどもあなたのおっしゃる通り、これは粗飼料に耐えてしかも集团的に飼育されて初めてジャージーの本質が発揮される。その場合にアメリカの粗飼料の觀念と日本の粗飼料の觀念が全然違つておる。日本の粗飼料といつたような觀念でやっても乳は出やしません。そこで何といつてもこの計画に付随して、日本の酪農行政上大いに牧草の改良をやるのか、今までの経営の仕方のように、牛か豚かわからぬように、一頭々々のものを養ひ納屋にぶち込んでおく、こんな形態を離れて、ほんとうに集團飼育ができるようなはつきりした経営方針、管理方法を出しになるならば、これは十分納得し得るが、その点に対して遠大なる御抱負がございします、お伺ひしたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 お話の通りでありまして、草地の改良が議題になったのは戦後のことでございします。しかもここ数年であります。これはもう機械開墾をやること自体が、新しい成分の高い、レッド・クローパーとかオーチャードグラスとかいうものを入れる。そうしてそこで、試作をしてみて、一応これは日本の場合にも適するといふ結果で、もうすでに——これは何と申しましたも米麦農業の人の頭の切りかえは、なかなかむずかしいのであります、各地方で、たとえば福島の白河地方だつたと思ひますが、五反歩全部を、じいさんが家族に宣言して、五カ年間米の飯を一つも食わないという

ことで牧草に転換して成功している例があります。そういう苦心した例が各所に出てきておるわけでありまして。これならいけるということ、これは各地に出てきております。計画は大体できて、その土地に合うような、燐酸をどれだけ入れるとか、炭カルをどれだけ入れるとか、どういふ種類の牧草を入れるとか、こういうことの決定さえできれば、これはもう問題なくできるのではないかと思ひます。そういう点に今後の施策の重点を置いていきたい。しかしいづれにいたしましても機械開墾のところは従来と違つたやり方をやるわけですから、慎重に御趣旨に沿うような指導あるいは助成をやりたいと考えております。

○淡谷委員 私は大体これで質問をやめますから、あとは木村委員にゆつくり関連質問をやつてもらひますけれども、今お聞きいたしますと、この計画につきましては、まだきまつていないし、危ぶまれる点が非常にたくさんある。これは現地は、おそろくは中央では想像もつかないような不便な、大へんなものでありますから、机上プランでなく、できるだけ早く現地に出席が来まして、そこで十分なる検討と要求なども取り入れまして、もう一つそのないような計画を立てられるように警告をつけまして私の質問を終わります。

○木村(文)委員 実は私一つ不満を申し上げたい。委員長の外置として、おそろく少数党の諸君に十分意見を述べさせてやるというその党の方針を体して、この委員会の運営をして、おる結果、その飛ばつちが私にきたのだと思ひます。従つてその点については名

委員長として敬意を表するが、先ほどいろいろ打ち合せした点について——これはやはり関連だから、関連は途中である程度の質問を許すということ、この後与党の諸君の中にもあると思ひますから、特に御注意を願ひたい。さて本論に入りますが、実は淡谷委員の質問に関連する点は、先ほどから淡谷委員も、地元との非常に密接な連絡をとれという、そのお考えを基調としての御質問であつたと私は拝聴いたしましたのであります。私も実はその点についていろいろと地元から声を聞いておりますので、これに関連いたしまして当局にお尋ねをいたしたいと思つておつたわけでありまして。大体私の御質問申し上げようとする半分について

は、淡谷委員からお尋ねがあつたようでありまして、特に私はこの北海道の開墾と青森県の北部、上北を対象にするところのこの機械公団の事業は、これを円滑にその目的通りに遂行するためには、何といつても地元との連関性、よく連絡をとる。また関係官庁の横の連絡がきつめて大切なことになると思ふ。従ひまして私は、それを中心にしてまず第一に農地局長に四点お尋ね申し上げたいと思ひます。これはすべて地元の声でありますから、よく一つお考え置きを願ひたい。そしてそれに基づいた御答弁を願ひたいと思ひます。

第一点は、この事業を施行するに当りまして、工事の請負の入札等の場合は、地元の関係業者をも必ず参加せしめるように配慮されたいということでありまして、当局にはこの御意思があるかどうかということをお聞きしたい。○小倉政府委員 建設工事につきましての請負関係でございますが、これは

仕事は適正に行われるために、会計法上の制約もございしますし、私ども内部的な取扱ひのこともありますので、そういう諸規定に基きまして、支障ない限りなるべく地元の業界の方の参加を願ひたいと思ひます。どういふふう

に存じます。

○木村(文)委員 実は私がお尋ねする理由は、仕事をやるには地元の協力がなければならぬと私は思ふ。もう一つは、失業対策の面から見ても、地元は失業の面から見ても非常に苦しいでおるわけでありまして。でありますから、せつかく大きな事業を受けても、それが地元にも全然利益がないというわけではないのですが、地元自身も負担をしておるであるから、失業しておる者のために私はこういう面を特に配慮願ひたいと思ひます。従ひまして、もし会計法によつて入札請負は中央だけでやる——中央の大きなものにとられるというきらいがなきにしもあらずであります。そういう場合には、人夫等を雇用するに當つて特に地元の者を使つてもらへるよう、一つ特に配慮を願ひたいと思ひますが、その点に関するところの当局の方針を承りたいたひであります。

○小倉政府委員 できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○木村(文)委員 第二点として、三十一年度の事業の施行について、管農付帯事業あるいは先ほど淡谷委員からたび重なるお尋ねがありました炭カルの問題や、あるいは土壌改良工事用の資材の購入等に関する地元負担の資金面における自治庁との関係、あるいはその他の関係方面との関係、横の連絡が十分ついておられるかどうか、

伺つておきたいのであります。

○小倉政府委員 三十一年度につきましては、全体の事業といたしまして、国、農家のほかにも県にお願いをしななければならぬ部分は、先ほどもお話がございましたような土壌改良の費用が主でありまして、約七百万円程度でございますが、これは上北だけでございまして、根拠はまた別であります。北海道、青森両県につきましてもその点につきましては自治庁と十分連絡しております。

○木村(文)委員　ところが、私が伺ったところによりますと、農地局長の今の答弁では十分連絡はついておると言いますけれども、なかなかそういうように連絡はついていないように承わっておりますのであります。従いまして、予算を盛る上において県でも非常に困っておるといふことを私は聞かされておるのであります。その点は十分連絡がついておるかどうか確かめておりますか。

○小倉政府委員　これはもちろん十分ついておりますが、お尋ねの趣旨はおそらくこういうことではないかと思うのであります。財政需要に見込んでおるかどうかということになると思うのであります。これは当然見込んでおるのであります。と申しまして自治庁から青森県に対してまして、青森県に対する交付金の中に土壌改良の費用として何百万円入っておるから、県費を計上せよ、こういう指令は、自治庁としては出さない建前になっております。これは開墾関係のみならず、われわれの補助金全部そうでございますので、やむを得ないことは思うのでありますが、計上されておることは間違いない

知く其方人。

○木村(文)委員　そこが農地局長のお答えの通りにはいかないのでありまして、ここが問題なのであります。従いまして私は、もしかりに農地局長がそこまで自信のあるお考えがあるとするならば、この次の機会でよろしゅうございますから、すっかりとお確かめになりまして——これはその中に入っていると言われますと、役所では通るかもしれませんが、地元においてはそれはならぬのです。ここが下の役

所のつらいところなんです。ですから、これをせつかくあなた方がいろいろと御心配になっているのでありますから、この際突っ込んで自治庁との御交渉をせられまして、確たる書類か、覚書でもいいし、省と省との関係の取りかかわる、パーセンテージの方法とって具体的に表わすくらいの方ではとっていただきませんと、あなたのせつかく苦勞した事業が結果においてはほんとうによいことになるの

です。ですから、どうか一つその点を自治庁の関係の方面に確かめていただくように、特にお願いをしておきたいと思ひます。

この点はそれだけにいたしましたして、次に第三番目といたしまして、先ほど淡谷委員からもお尋ねがあったかもしれませんが、設計や計画に変更の要がある場合には、必ず地元と打ち合せをして、しかる後に納得の上で工事を進めてもらいたいと思ひであります。が、この点は今までの間にどういうふうに打ち合せ済みであるか、明らかにしていただきたいと思います。

○小倉政府委員　機械開墾全体につきまして、建設工事から営農につきまし

て、もちろん地元の意見を十分参照しなければなりませんので、具体的な問題には、これまでも県当局と十分打ち合せてきたつもりでございますが、なおその点につきましては念を入れて、随時われわれが現地に出張するなり、あるいは現地の方をお招きするなりいたしまして、一そう留意をしたいと存じます。

○木村(文)委員　実は農地局長さん、これはひさをまじえてお話をした方がいいかもしれません、先ごろ私は当

面の責任者だといわれる公団の責任者にもお尋ねしたのでありますが、その際は現地で十分打ち合せ済みでありますと言われましたが、県に聞いてみますと、県はこれは非常にくだらないわけです。先ほどやはり淡谷委員からも、地元のことを——特に淡谷委員は選挙区であります。その選挙区の淡谷委員が大へん心配せられて、たび重なつてこの問題を出しておる。それも要はここにあるのであります。実際

なた方に言われると、十分打ち合せ済みでありますと言うけれども、与党の私にも、反対党である社会党の淡谷委員にもともにくどいて、県に關係のあるものは超黨派的にやってくれ、この声はこういう意味なんです。われわれの声はわれわれの声ではない。ですからこの点は、県の人を呼ぶなどということとでなく、出張旅費もかかるでしょうけれども、できるだけ現地に職員な関係官を派遣せられて、すっかり打ち合せをするように方針を変えていただくとお願いしたいと思ひます。その御意向があるかどうか承りたいのであります。

○大石(武)政府委員　仰せの通りいた

す所存であります。

○木村(文)委員　次にもう一つ念を押しておきたい。これは大きな施設を使うからこの開墾には関係がないと言われるかもしれないが、政務次官にお尋ねしたい。それは今までの開墾には、私は与党ではなはだ申し上げにくい。あとで理事の諸君にまたおしかりをこうむるかもしれないけれども、どうもうまくいっていない点もあると言いたいのです。八割ぐらいはうまくいっていないと私は思うのです。そこ

でこの結果として出てきておるのは、青森県の例を申し上げると、実は開拓者の中で生活保護を受けている者が約六千世帯あるという現況である。私はこれを考えてみましたら、ほんとうにりつ然とするとと思う。そこでもし万一今度の施設で初めに入植させて、雪のために工事ができなくなつたとかいうようなことが起きたとするならば、そういう結果が生じないとも限らない。そういう場合には生活保護費だけの敷

濟の道でなしに、何らか別の道を講ずる意思があるかどうかということ、これは農地局長に対しては事務的に、政務次官に対しては政治的な立場においてお伺い申し上げたいと思います。

○大石(武)政府委員 事実仰せのことなことが今までの開拓政策並びにその実績の中にはあったかと私も思いいます。これは非常に申しわけないことと申しますけれども、やはり今まで戦後十年間日本の国情のいろいろな困難さがそのようなしわ寄せを来たしたと思うのでございまして、今後は絶対にそのようなことのないように十分に配慮をする所存でございます。

○木村(文)委員 畜産局長に一つお伺い

いしたい。ジャージーを輸入する問題とホルスタインの問題は、県内の地元では非常に大きな問題になっておるわけです。この点については、さつき渋谷委員に答弁したことに間は間違いがなないでありましょうね。この点を確認しておきたいと思ひます。

○渡部(色)政府委員 渋谷委員にお答えした通りであります。

○吉川委員長代理 暫時休憩いたします。

午後四時三十七分休憩

午後四時四十六分開議

○吉川(久)委員長代理 休憩前に引き続き質疑を続行いたします。芳賀賀君。

○芳賀委員 本案につきましては本日まで数度質疑を続けてきたわけですが、結局問題になる点といたしましては、まず全体の問題としては、農地開発機械公社が乳牛導入業務を行うというところは、昨年本法律を立法した当時の立法の本旨にもとるようなおそれがある

あるのじゃないかという点が非常に指摘されるわけです。その点に對しましては、今後政府当局としては、農地開発機械公社法が昨年立法されたときの農地開発の根本的な本旨をいささかも歪曲するということのないような点に對して、どのような確信を持っておられるか。しかも今回の乳牛導入に對しては、開発公社が全く自己の責任においてこれを行うということではなくて、ほとんど財政的な負担等に関しては、地方公共団体や関係の農業団体等にその負担を転嫁するというような点もあるわけです。この二点に對してはどのような考えを持っておられるかということと、さらに今回の法律改正

等によって考えられる点は、今後の公団の人事とか機構あるいは資金調達の方法等についても、全面的な検討を加える時期に到達しているように考えられるわけなんです。これをあわせて総括的問題としての政府の所信を承わりたいと思います。

○大石(武)政府委員 ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。公団の運営につきましては、全面的に再検討いたし、公団設置の所期の目的を確実に実現するため遺憾なきを期す所存でございます。それから農家の自己負担分の融資を促進し、いやすくも地方公共団体立てかえ払い等その他地方財政に過重の負担を来たすことは、絶対ないようになす所存でございます。

○芳賀委員 次に、この法律案が成立した場合に考えられる点は、第一の点は、公団が行う業務のジャージの導入に對しては、非常に価格が高いというところなんです。これは一切の経費を入れたら、ジャージ一頭が十二万円にもつづわけです。これは自己負担並びに政府負担や関係都道府県の負担によりまして、とにかくジャージ種そのものの導入が非常に価格面において高きに失するということは、政府も認めておられる。しかも開拓地あるいは集約地区に入るジャージの場合です。これは自己負担分に対しては、極めて極力価格の引き下げをやるという必要がある。特にその理由としては、現在の乳価あるいは乳牛の償却費の点から見ても、これはやはりジャージ種を持つというところは農業経営上農家の経営の安定になるという見通しの上に立たなければいけないのですか

ら、こういうような価格の引き下げ等に対しては、自己負担分が大よそ八万八千円ということになっておりますが、われわれとしては、やはり七万五千円程度で農家が持てるようにしなければいかぬと思うのです。この点に對しましては、どのようにして乳牛の価格の引き下げを行なうに農家に持たすか、この点に對する見通しをお尋ねしたい。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。全くお説の通りに努力いたしまして、ジャージ種乳牛の導入に際しましては、できるだけ買付価格を引き下げます。そして中間経費をできるだけ節約いたしまして、仰せの通り農家に對する負担をできるだけ軽減いたしたい、こう考えておる次第であります。

○芳賀委員 その点は先ほど畜産局長も、八万円を制するようにするということを言明しておるのです。だから政務次官の今の御答弁のできるだけやってみるということではなく、八万円を必ず制するということがなければ困るので、大体どのくらいにやるお考えですか。

○大石(武)政府委員 あらゆる努力をいたしましてできる限り下げたいと思っておりますが、先ほど畜産局長からお答え申し上げましたように、八万円を中心とする値段まで何とか持つていくように努力する所存でございます。

○芳賀委員 第二番に問題になる点は、世銀との借款条件は年利五分、償還期限十五年ということとで借款が成立すると思われたい。その場合においては、農家に對する、あるいは都道府県に對する貸付条件等に対しては、世銀との間において成立するであろう借款の条件と同一にこれをしようというところが当然のことなんです。それが今日においては、政府の方針として、農家に對しては年五分の利子で償還期限を十年にするというふうな計画だけれども、これは全くけしからぬ話です。ですから、世銀借款の条件と必ず同一条件にするという取扱いをすることに考えを改めるかどうか、その点はいかがですか。

○大石(武)政府委員 できるだけ仰せの通りにいたしたいと思っております。先ほどお話の世銀からの年五分、償還期限十五年というのはこちらの希望でございます。そして、できるだけこのように取りまとめたいと考えておる次第でございます。そのような有利な条件になりまして、できる限りこれに近いようなところまで持つていく方針であります。

○芳賀委員 その点は世銀との条件と同じにするということとわかるわけですが、第三の点は、農家の自己負担分は、結局農家が導入乳牛を買い入れて、それを年賦償還で返済するということになるのですが、この償還契約というものがあまり厳重に失する場合は、当然返済不能というふうな事態も起きないとも限らないわけなんです。ですから契約を結ぶ場合は、いろいろな事態に備えて、こういうような場合においては返還条件を緩和するとか、その分に對してそれを地方公共団体の責任に帰属させるというふうな厳重な契約を結んだ場合においては、ジャージ種を入れないということになるかもしれないから、そういう点については適切な具体的な条件を掲げて、そして安心して導入ができるようにすべきであ

る。もう一つは、世銀借款以外の有畜農家特別措置法に基く二万六千円の融資分に対しては、これは政府の方針にすると、横浜にジャージが着くと同時に融資が行われていなくても、関係都道府県は資金を調達して公団に渡さなければならぬということになっておる。そうすると、資金融通を受けるまでの間地方公共団体立てかえ払いをするというふうな事態が生ずるわけなんです。これは都道府県としては非常に迷惑なことであるから、もうどの府県に何頭のジャージが入るといふことは計画済みであると思っております。これに對しては都道府県が資金の立てかえをするということのないように、やはり有畜農家の資金の融通措置等は、事前に手配して促進しておく必要があると思っておりますが、そういう万般の措置といふものはどのようになっておりますか。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。農家の官農の状態を十分に勘案して、非常に弾力的な取扱いをいたしまして、そして償還ができないうためにいろいろのめいめい場合にあるということとが絶対ないようになす所存でございます。

それから先ほどの融資の問題でございますが、これもできるだけその融資を促進いたしまして、いやすくも地方公共団体の立てかえ払い等のないようになす。そのような事態を起さないでも牛が十分農家に渡るように、あらゆる努力をいたす所存でございます。

○芳賀委員 最後にジャージの導入に關する三カ年計画で三億一千萬円の世銀借款は、農地開発とあわせて総額十八億の一環として行うのであるから、これだけを切り離してということ

は非常に至難だと思っておりますが、今後はこういうような外資だけに依存したわが国の酪農振興を考へるような、そういう消極的な他力依存の政策というものは一掃する必要があると思つて。ですから、これを契機として今後のわが国の畜産政策等は、やはり自力でやっていくというふうな明確な決意が必要であると思つて、今までのこのうう他力依存の河野農政をこの際転換させる必要を政務次官としては認めておられると思つて、その点はいかがでございますか。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。もちろんわが国におきましては、酪農というものが今後は農業の中心になることと思つて、自力でもやり得るような国家の方針を確立しなければならぬし、そのような実績をあげたいと念願する次第でございます。

○吉川(久)委員 長代理 他に御質疑はございませんか。なければこれにて質疑は終局いたしました。これより討論に入るわけでありまして、討論の通告もございませんので、これを省略し、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○吉川(久)委員 長代理 起立総員。よつて本案を原案の通り可決すべきものと決しました。

この際淡谷悠蔵君より本案に對し附帯決議を付したいとの申し出がありまして、これを許します。淡谷悠蔵君。
○淡谷委員 本案に次の附帯決議をつけたいと思つて、御賛成をいたしたいと存じます。読み上げます。農地開発機械公団法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、農地開発機械公団法の改正に伴う乳牛導入業務の実施にあたり、左記の諸点に留意し、いやしくも地方公共団体、農業団体又は農家に過重の負担を課することとならないよう万全を期すべきである。

なお、政府はこの際、公団の運営については全面的に再検討し、公団設置の所期の目的を実現するにいかんからしむべきである。

記

一、公団の売渡しに係るシャージ種乳牛の農家負担額は、乳価または乳牛償却費の点より見て著るしく割高であるから、乳牛買付価格を引下げ且つ中間諸経費を節減してこれを大巾に低減するよう努力すること。

二、公団の国際復興開発銀行からの借入条件は、年利五分、償還期間十五年となっているにもかかわらず、農家に対する貸付条件を年利五分、償還期間十年としていることは不適当であるから、同銀行からの借入条件に見合うよう貸付条件の緩和を図ること。

三、導入乳牛に対する農家の自己負担分については、地方公共団体の立替払とならないよう時期を失することなく融資の促進に努めること。

四、農家に売渡しした乳牛の対価の回収については、営農の状況に応じて弾力的に取扱うよう契約内容の適正を期すること。

昭和三十一年五月九日

衆議院農林水産委員会

○吉川(久)委員長代理 お諮りいたし

ます。ただいま渋谷悠蔵君より提案されました附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よってただいまの附帯決議を付するに決しました。

なお、本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

〔参照〕

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出に関する報告書)

〔別冊附録に掲載〕